

福島県廃棄物処理計画

平成18年3月
福島県

福島県廃棄物処理計画目次

第1章	廃棄物処理計画の見直しの趣旨	1
第1節	計画見直しの背景と目的	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の期間	1
第4節	廃棄物処理計画と関係する他の県計画	1
第5節	廃棄物処理計画と市町村計画との関係	3
第6節	計画見直しの手法	4
第2章	一般廃棄物の処理	5
第1節	処理区域	5
第2節	現状と将来予測	5
1	一般廃棄物の排出及び処理の現状	5
2	一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測	12
第3節	目標達成状況	13
第4節	一般廃棄物の処理に関する課題	13
1	ごみ処理に関する課題	13
2	生活排水に関する課題	14
第5節	ごみ減量化・リサイクルの目標と方策	14
1	基本方針	14
2	ごみの減量及び適正な処理に関する目標	15
3	目標達成のための推進施策	16
4	目標達成のための県民、事業者、地方公共団体の役割	19
第6節	適正処理の確保	26
1	市町村における一般廃棄物処理体制の現状	26
2	一般廃棄物の自区域内処理	27
3	適正処理体制の推進	28
4	災害廃棄物等の処理体制の確保	28
第3章	産業廃棄物の処理	30
第1節	地域区分	30
第2節	現状と将来予測	30
1	産業廃棄物の現状	30
2	産業廃棄物の将来予測	40
第3節	目標の達成状況	41
1	産業廃棄物の排出量、減量化・再生利用量、最終処分量の目標の達成状況	41
2	種類別の排出量及び再生利用率等の目標値との比較	42
第4節	産業廃棄物に関する課題	43
第5節	産業廃棄物に関する目標と方策	44
1	基本方針	44
2	産業廃棄物に関する目標	44
3	目標達成のための推進施策	47
4	関係者の役割	51
第4章	廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項	56
第1節	廃棄物の不法投棄の防止に関する措置	56
1	不法投棄の未然防止	56
2	不法投棄を撲滅するための方策	56
3	不法投棄の事後対策	57
第2節	県外産業廃棄物の取扱い	57
1	現状	57
2	対策	58
第3節	関係行政機関及び関係地方公共団体との連携	58
第4節	技術開発及び調査研究	59
第5節	排出抑制及び適正処理に関する知識の普及啓発	59
第6節	特定の廃棄物に関する対策	59
第5章	計画の推進	65
第1節	推進に向けた取組み	65
第2節	進行管理	65

第1章 廃棄物処理計画の見直しの趣旨

第1節 計画見直しの背景と目的

福島県廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）は、循環型社会¹⁾を実現するうえで、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理できる体制を整備することが大きな課題となっていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成14年度から平成22年度を計画期間とする9ヶ年計画として、平成14年3月に策定しました。

処理計画策定後、県は、県民、事業者、市町村とともに、具体的な施策に取り組み、「ごみ処理広域化の推進」、「事業者の自主的取組みの促進」、「各種リサイクル法の円滑な推進」、「ダイオキシン類対策」、「県外廃棄物の抑制」など一定の成果をあげるとともに、再利用・減量化量の増加、最終処分量の減少などが進んでいます。

しかしながら、不法投棄が後を絶たず、また、本県の廃棄物の排出量が依然として高水準で推移していることから、排出抑制をはじめとした3R²⁾のさらなる取組みなどの強化が求められています。

また、処理計画策定後の新たな法制度等の動向や、「福島県循環型社会形成に関する条例」（以下「循環型社会形成条例」という。）の基本理念等を踏まえた新たな対応も必要となっています。

処理計画では、こうした社会経済環境の変化等に対応するため、計画期間の中間年度に、その進捗状況等を踏まえながら、見直しを行うこととしており、循環型社会づくりに向けた取組みを一層強めていくという基本的な考えのもとに、処理計画を見直したものです。

第2節 計画の位置づけ

この処理計画は、廃棄物処理法第5条の5で都道府県が国の基本方針に即して区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し定めなければならないとされている計画です。

また、福島県新長期総合計画「うつくしま21」の重点施策体系において、「循環型社会の形成」の中の「環境にやさしいライフスタイルの実現」や「豊かな自然や美しい景観の利活用と環境に配慮した事業の展開」に位置づけた施策を推進するための計画として、市町村の一般廃棄物処理計画と整合を図りながら、廃棄物の減量と適正処理を推進することとします。

第3節 計画の期間

処理計画の対象期間は、計画期間後半5年間である平成18年度から平成22年度までとします。

第4節 廃棄物処理計画と関係する他の県計画

1 福島県新長期総合計画「うつくしま21」（平成12年12月策定、平成17年12月重点施策体系改訂）

本県をとりまく環境のめまぐるしい変化や社会の複雑化の中では、将来のあるべき姿を主体的に描き、意識的に県づくりを進めていくことが必要であることから、21世紀の最初の10年間を、新世紀を支える新しい社会システムの構築に当てたいと考え、さまざまな主体がこうしたシステムの構築に向けてともに取り組んでいくためのよりどころとなるべきものとして策定されました。

重点施策体系の一つとして、「循環型社会の形成」が位置づけられています。

1) 循環型社会とは、生産から流通、廃棄に至るまで物質の有効な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会のことをいいます。

2) 3Rとは、Reduce（廃棄物の発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）のことをいい、3Rとは環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードです。

2 福島県環境基本計画「うつくしま環境プラン21」（平成14年3月策定）

福島県環境基本計画は、福島県環境基本条例に基づき、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成9年3月に策定されましたが、新たな県の長期総合計画「うつくしま21」が策定されたことや環境を取りまく状況の変化に的確に対応するため平成13年度に見直しを行い、平成14年3月に新たな福島県環境基本計画「うつくしま環境プラン21」を策定しました。

この計画では、計画の目標である「自然と共生する地球にやさしい“ふくしま”」を目指して4つの目標「環境との共生」、「循環」、「地球環境保全」、「参加と連携」を設定し、（1）自然と人との共生、（2）環境への負荷の少ない循環型社会の形成、（3）地球環境保全への積極的な取組み、（4）環境教育・学習の推進、（5）参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築、（6）共通的、基盤的な施策の推進の6つの基本方針に基づいて環境の保全のための各種の施策を展開することとしています。

また、施策（中項目）ごとに数値目標を掲げ、P D C A（Plan、Do、Check、Action）サイクル³⁾による進行管理を行うことにより、常にレベルアップを図ることとしています。併せて、県民、事業者、行政が連携して、環境保全のための取組みが行われるよう、計画の普及、啓発を図ることとしています。

3 アジェンダ21ふくしま（平成8年3月策定）

地球環境問題や都市型・生活型公害問題などの近年の環境問題が、わたしたち一人ひとりの日常生活や地域の経済活動に伴う環境への負荷の増大に起因していることから、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式や社会システムを見直し、持続的発展が可能な環境保全型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で取り組むべき具体的な環境保全のための行動の実践を推進することとしています。

特に、アジェンダ21ふくしまの項目から重点的に取り組むべき事項を4項目に絞った「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」を推進しています。

4 福島県循環型社会形成推進計画（平成18年3月策定）

この計画は、循環型社会形成条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に策定したもので、「福島県が目指す循環型社会」を平成30年度頃に見据えながら、平成22年度を目標年度とする5年計画となっています。

この計画では、「福島県が目指す循環型社会」として、①自然循環が保全された社会－自然と人が共生する社会、②適正な資源循環が確保された社会－「ごみ」のない社会、③心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会－「もったいない」の心が生きている社会、の3つのビジョンを掲げ、県民、民間団体、事業者及び行政の役割を明示し、各主体が連携しながら県民総参加で推進していくこととしております。

また、数量的に進行管理すべき施策については主要な数値目標を掲げるとともに、県民一人ひとりが自発的な活動を行う動機付けとして「もったいない50の実践」を例示しています。

5 第2期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画（平成13年3月策定）

近年のごみ排出量の増加及び適正処理が困難な廃棄物の増加に対処するため、県の長期的なごみ減量化・再生利用の基本方針、関係者の役割分担及び具体的な施策を明らかにし

3) P D C Aサイクルとは、典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実行し、最後の改善を次の計画に結びつけ、らせん状に品質の維持の向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法です。

たものです。目標年度を平成22年度とし、ごみ減量化の目標値を1人1日当たりのごみの排出量930g、リサイクル率26%、ごみの最終処分量を225t/日と設定し、その達成に向け施策を推進しています。

なお、当該計画は今回の見直しにおいて、処理計画と統合します。

6 福島県分別収集促進計画（第4期）（平成17年8月策定）

家庭ごみの容積比で約6割、重量比で約2～3割という大きな割合を占め、かつ、再生資源として利用が可能な容器包装廃棄物に着目し、消費者（住民）は分別して排出、市町村は分別収集と保管、事業者は再商品化というそれぞれの役割分担の下にリサイクルを進めるシステムとして、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）が制定されています。

この容器包装リサイクル法に基づき、市町村等では、容器包装廃棄物の分別排出、分別収集の基礎となる第1期の「市町村分別収集計画」を平成8年に策定するとともに、県としては、その市町村計画を踏まえた「福島県分別収集促進計画」を策定し、平成9年4月から容器包装のリサイクルが開始されたところです。その後、3年ごとに計画の見直しを行いながら、第4期計画（平成17年8月策定）においては、平成18年度までに容器包装リサイクル法に定める10区分の分別収集を実施する計画を策定したところです。このことにより、本県における容器包装廃棄物の減量化、再資源化がより一層促進されるものと考えています。

7 福島県ごみ処理広域化計画（平成11年5月策定）

市町村におけるごみ処理事業については、ダイオキシン類の削減対策、適正な最終処分場の確保、ごみの減量化・再生利用の推進、小規模なごみ焼却施設等を集約化し、広域的に処理することによる公共事業のコスト縮減などが求められています。

これらの課題を解決し、適正なごみ処理を推進していくために、今後は、ごみ処理の広域化が必要とされていることから、県内を複数のごみ処理広域化ブロックに分け、今後の廃棄物処理施設の整備に係る基本的な方針を定めたものです。

今後は、当該計画に基づき、広域化ブロック内の市町村が連携を図り、計画的に広域的なごみ焼却施設等の整備が図られるよう広域的なごみ処理体制の整備等に関して市町村に助言を行うこととしています。

8 福島県全県域下水道化構想（平成7年5月策定、平成16年4月見直し）

県内の汚水処理事業を効率的に推進し、計画的に普及率を向上させるため、下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種汚水処理施設の適正な配置と整備計画を定める長期的・総合的なマスタープランが不可欠であるため、県内全域を対象とした汚水処理の整備区域、手法、スケジュール等を定めたものです。

本構想を指針として各種事業を計画的に推進し、汚水処理人口普及率の向上を含め、公共用水域の水質保全や生活環境の改善等「うつくしいふくしま」の実現に寄与することとしています。

第5節 廃棄物処理計画と市町村計画との関係

市町村においては、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画及び容器包装リサイクル法に基づく市町村分別収集計画等を策定しています。処理計画は、これらの計画と調整を図り、本県の達成すべき目標や方向性を示したものです。従って、市町村においては、本計画を踏まえ地域の実情に応じた対応をとるという相互関係にあります。

第6節 計画見直しの手法

この処理計画は、県民、事業者、行政が共通理解に立ち、それぞれの役割分担のもとに、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に取り組むことを期待しています。

従って、平成12年度に策定した「第2期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画」（今回の見直しで処理計画に統合）及び平成16年度に実施した福島県廃棄物実態調査（平成15年度実績。以下「実態調査」という。）等との整合を図るとともに、ホームページ等を利用した県民からの意見を取り入れ、市町村、庁内各グループと調整、検討のうえ、学識経験者、消費者及び行政からなる「福島県環境審議会」における審議を経て見直しを行いました。

第2章 一般廃棄物の処理

第1節 処理区域

一般廃棄物の処理は、市町村及び一部事務組合（地方自治法第284条に基づく特別地方公共団体）により行われており、その処理を行う区域（計画処理区域）は、面積13,782.48km²、人口2,125,829人（住民基本台帳（H15.10.1））でゴミ、し尿ともに全県域となっています。

第2節 現状と将来予測

1 一般廃棄物の排出及び処理の現状

排出及び処理の現状については、平成6年度から平成15年度までの実績値を示しており、将来予測にあたっては、平成15年度を基準年度としています。

(1) ゴミ処理

ア 排出、処理の現状

ア) ゴミの排出状況

ゴミの排出量は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成10年度はダイオキシン類の排出削減のため家庭や事業所等の小型焼却炉の使用が廃止され、それまで小型焼却炉で焼却していた分が、市町村のゴミ処理施設に搬入されたことや集中豪雨による水害に起因したゴミの排出などにより増加しました。

その後、増加傾向にありましたが、平成13年度をピークに減少に転じてきています。

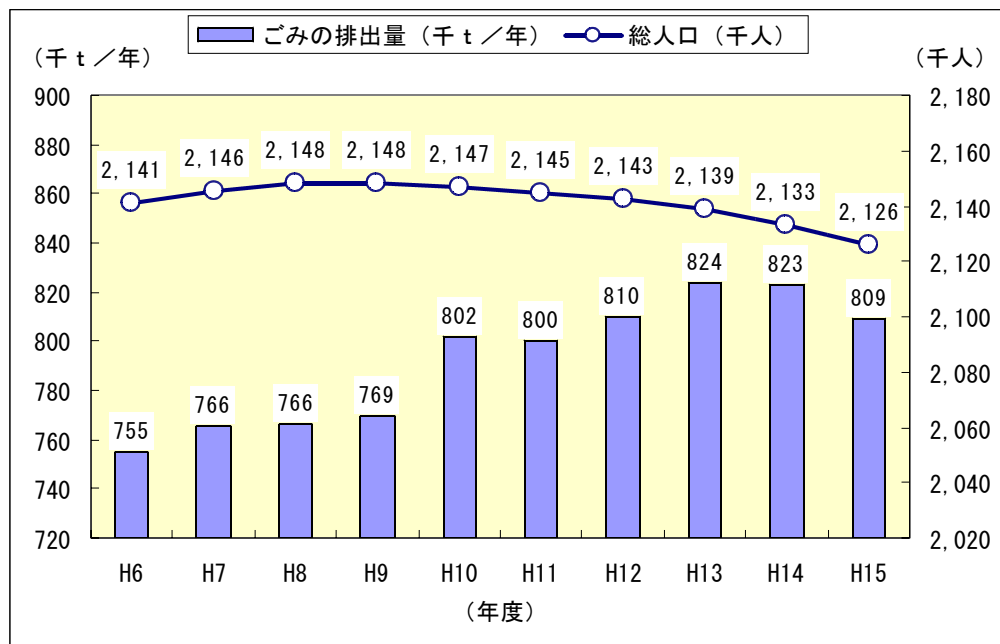


図1 ゴミの排出量及び総人口の推移

(イ) 1人1日当たりのごみの排出状況

平成10年度からダイオキシン類の排出削減対策により増加傾向にありましたが、平成15年度は減少に転じ、1人1日当たり1,040gとなっています。全国平均と比較すると、66g少なくなっています。

また、地区別に比較すると、最も多いのは「いわき地区」（1,163g/人・日）となっており、次いで「県北地区」、「県中地区」となっています。「いわき地区」は、最も少ない「県南地区」（883g/人・日）の約1.3倍となっています。

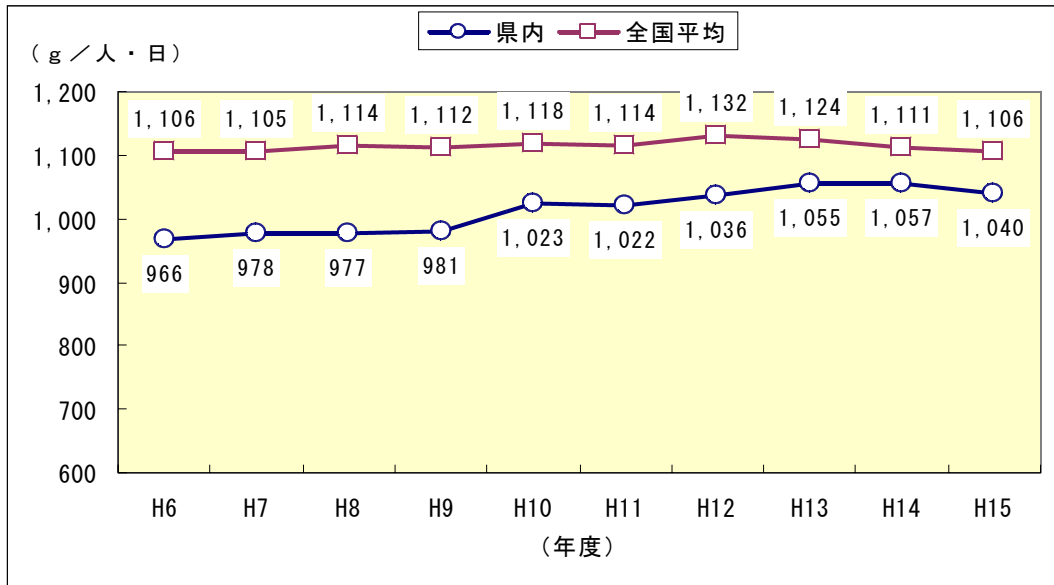


図2 1人1日当たりのごみ排出量の推移

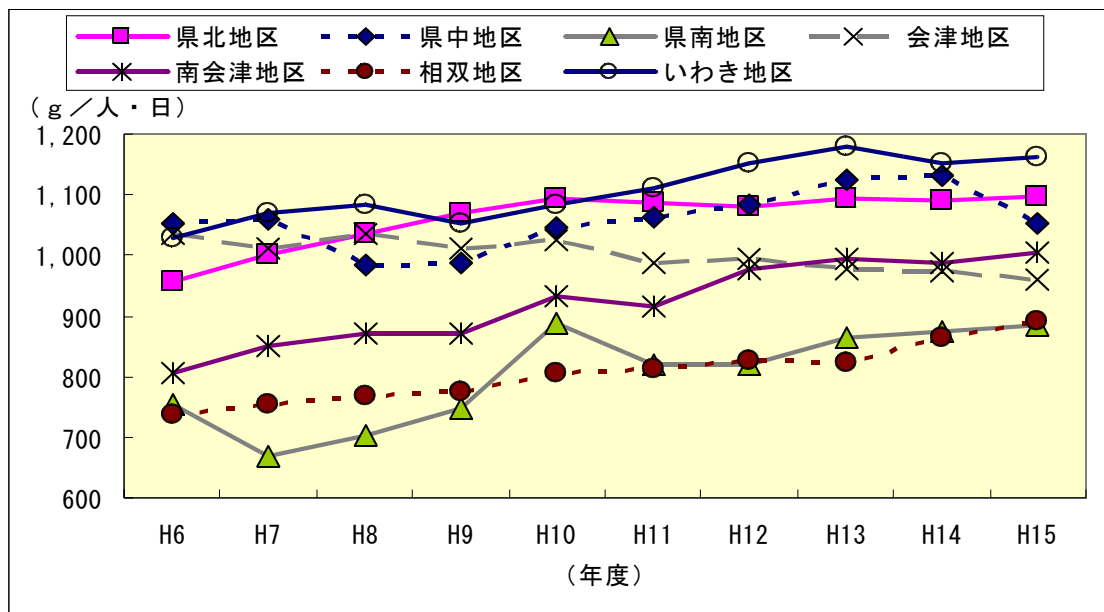


図3 1人1日当たりのごみ排出量の推移(地区別)

◆ごみ処理の状況 平成15年度の県内のごみの排出量は、809,280トンでした。

一日あたりに換算すると2,211トン(①+②)となり、そのうちごみの収集量(ごみ処理量)は、2,203トン(①)です。その内訳は、直接埋立量51トン(③)、直接焼却量1,852トン(④)、焼却以外の中間処理量215トン(⑤+⑥+⑦)、直接資源化量88トン(⑧)となっています。

また、中間処理後216トン(⑨)が資源化されており、347トン(③+⑩+⑪)が最終処分されています。

(単位：t/日)

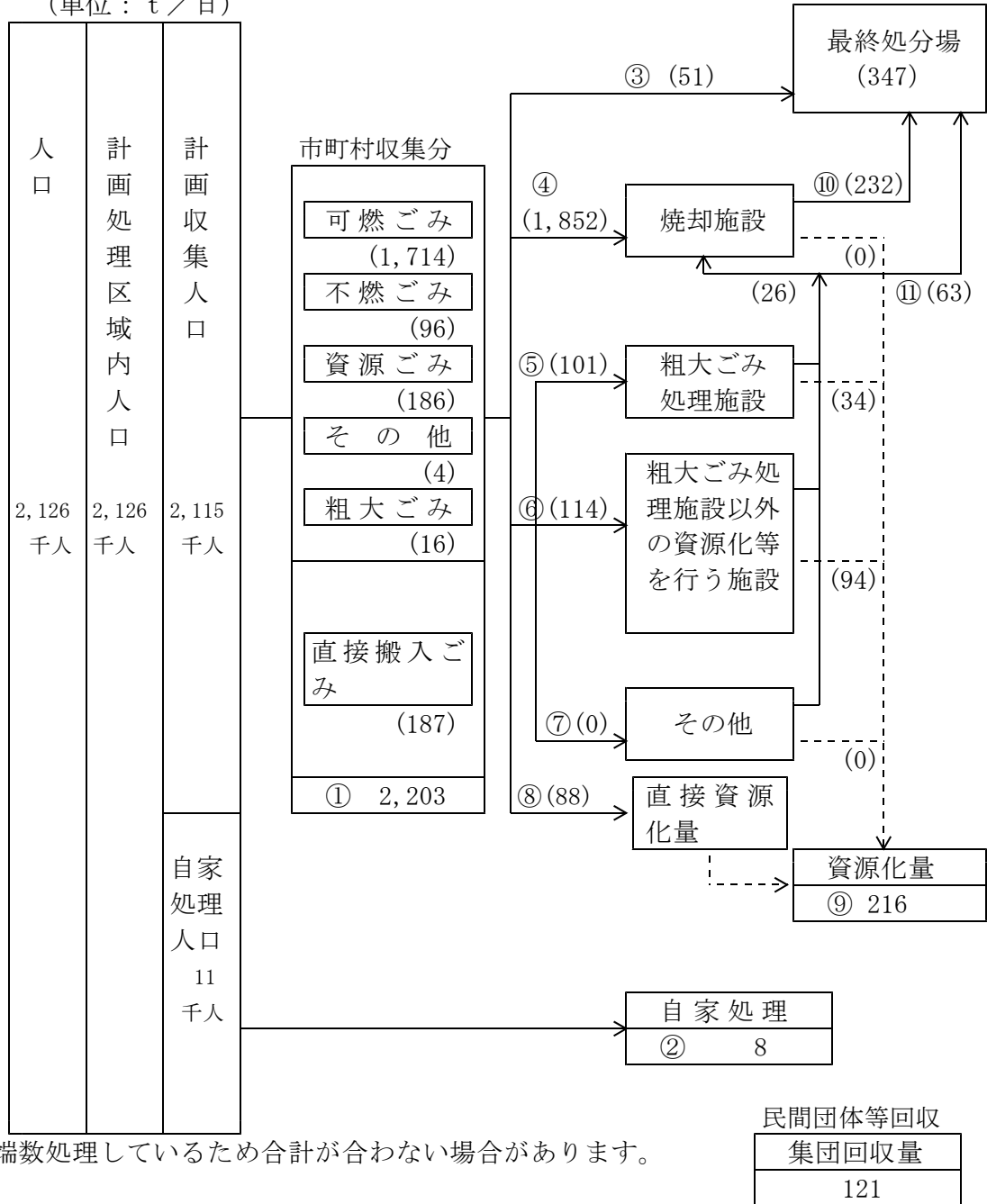


図4 ごみ処理フローシート(平成15年度)

(ウ) 資源化量・集団回収量

市町村等が設置する粗大ごみ処理施設等で処理され、資源化した量は、平成9年度の容器包装リサイクル法の本格施行や県民のリサイクル意識の高まりなどにより、平成13年度までは増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。一方、民間の各種団体が行った集団回収量は平成6年度以降増加傾向にあります。

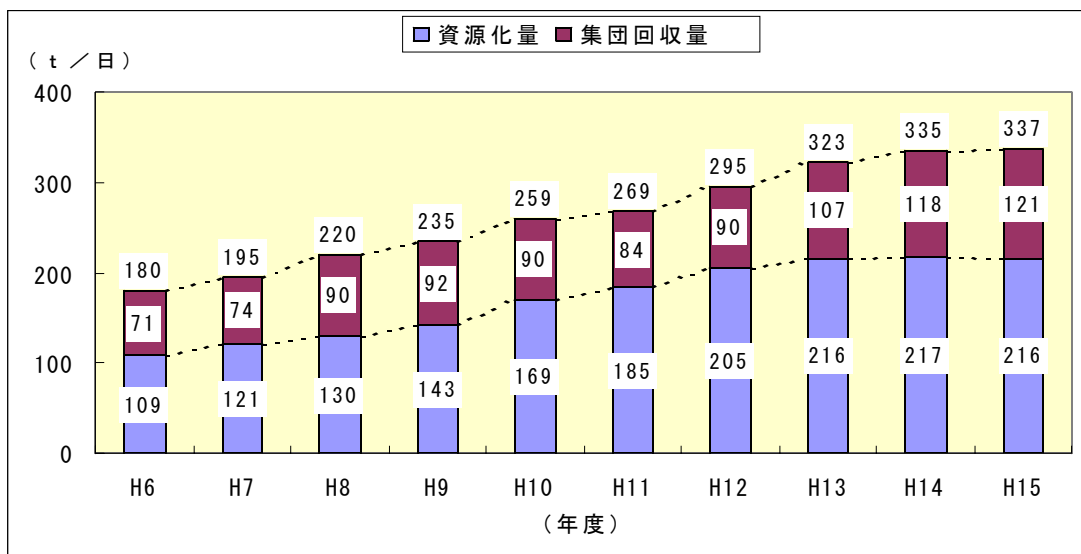


図5 資源化量と集団回収量の推移

(エ) リサイクル率

平成9年度の容器包装リサイクル法の本格施行や県民のリサイクル意識の高まりなどにより平成13年までは増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあり、平成15年度は14.5%となっています。全国平均と比較すると、2.3ポイント低くなっています。

また、地区別に比較すると、最も高いのは「会津地区」(16.5%)であり、以下「いわき地区」、「相双地区」と続き、最も低い「南会津地区」(9.7%)は、「会津地区」と比較して6.8ポイント低くなっています。

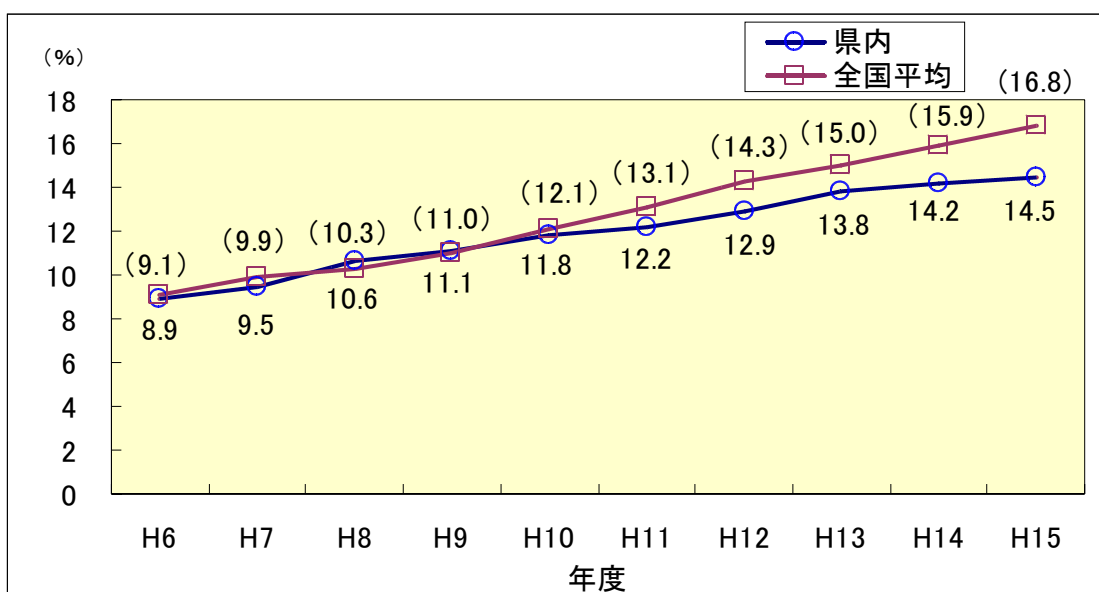


図6 リサイクル率の推移

$$\text{リサイクル率} = (\text{資源化量} + \text{集団回収量}) \div (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

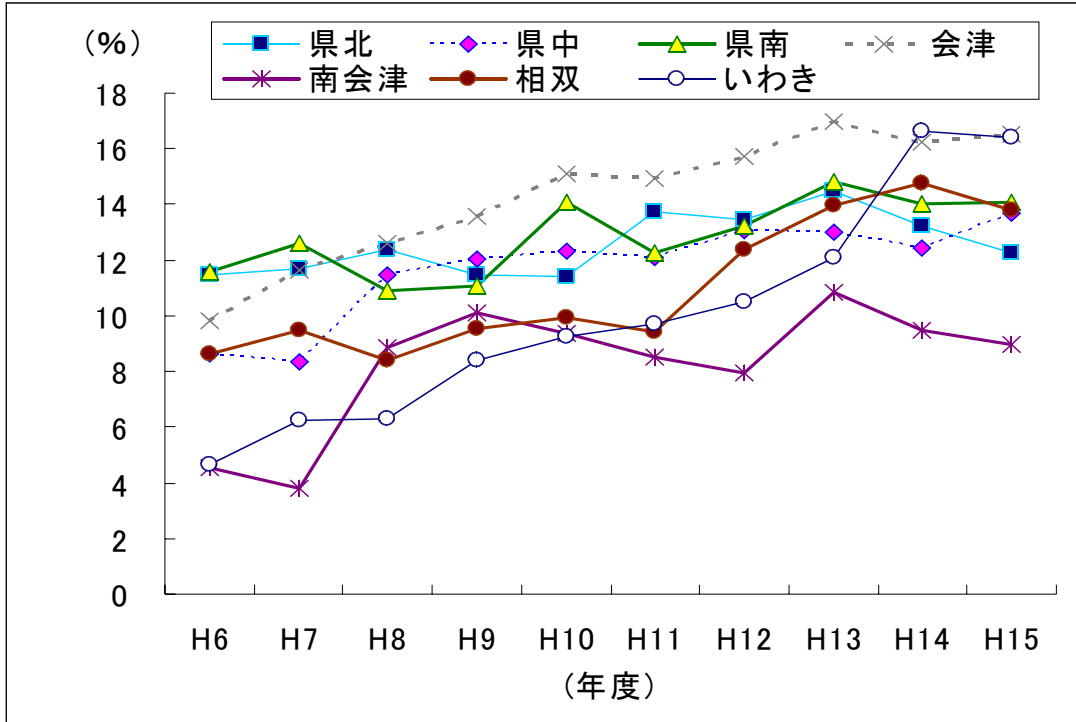


図7 リサイクル率 (地区別)

◆ 容器包装リサイクル法に係る分別収集量

容器包装リサイクル法は平成12年度に完全施行となり、10区分（11品目）による分別収集が開始されました。なお、県内では、平成18年度中に全市町村において10区分（11品目）の分別収集が行われる予定です。

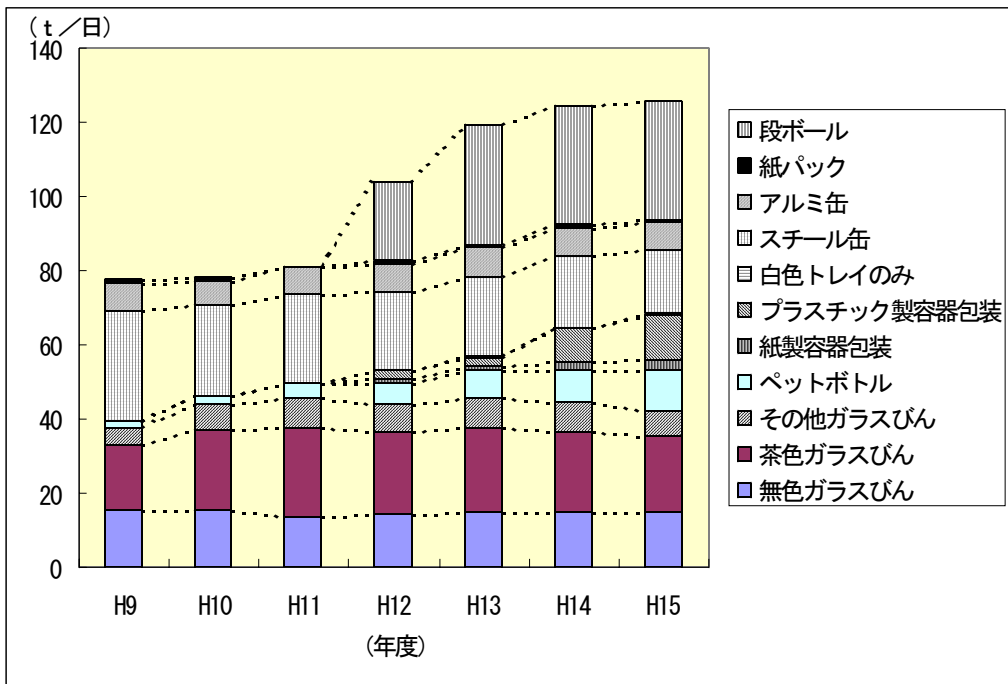


図8 容器包装リサイクル法に係る分別収集量の推移

(オ) 最終処分量

ごみは埋め立てることによって最終処分されますが、直接埋め立てるもののほか、焼却後の残さなども埋立処分されています。

埋立量は近年、減少傾向にあります。

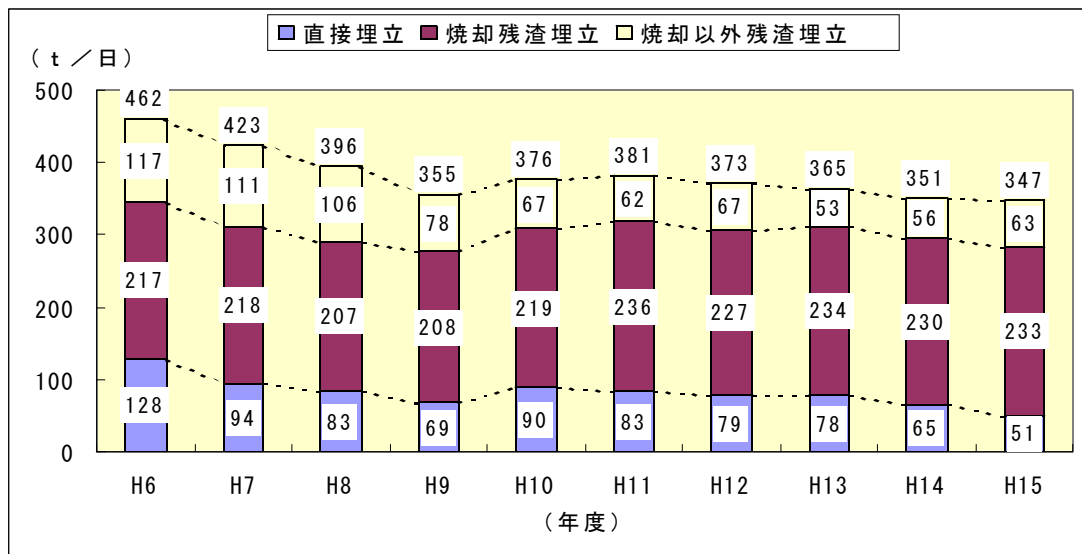


図9 最終処分量の推移

イ ごみ処理の費用及びごみ処理の有料化

(ア) ごみ処理の費用

ごみ処理の費用は、施設の建設・改良費と処理及び維持管理費からなります。

建設・改良費については、平成10年度から平成14年度は焼却施設に係るダイオキシン類対策のための改良工事費の増加により高額傾向にありましたが、平成15年度は大幅に減少しています。

処理及び維持管理経費については、これまで増加傾向にあり、平成15年度は、減少に転じていますが、県民1人当たり7,751円であり、平成6年度の5,979円と比較すると約30%増加しています。

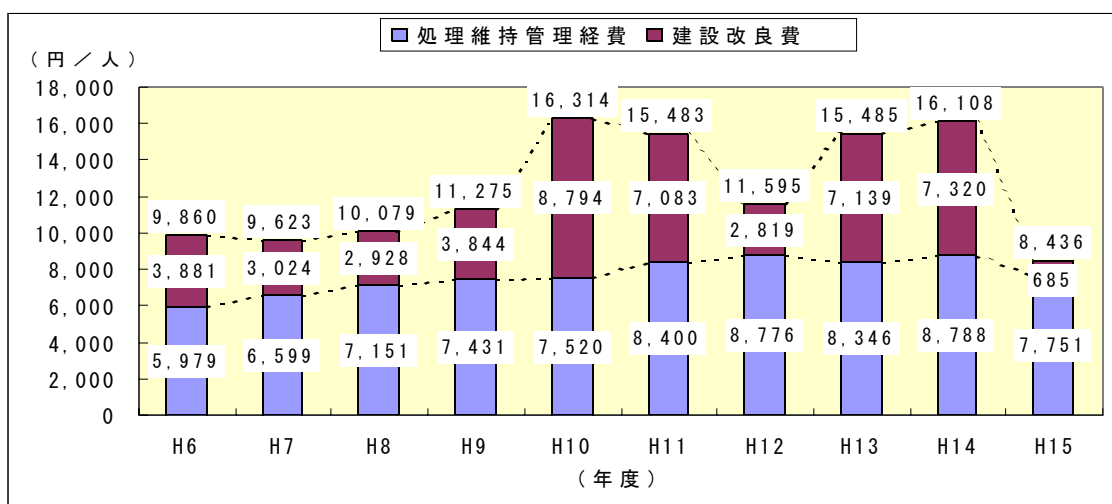


図10 1人当たりのごみ処理費用の推移

(イ) ごみ処理の有料化

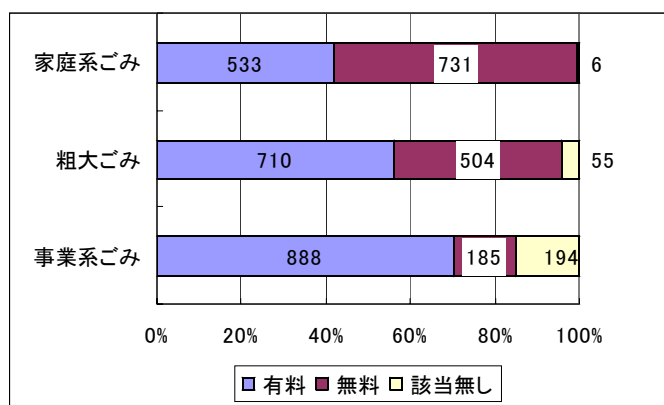
市町村におけるごみ処理有料化の実施状況は次のとおりです。

表 1 ごみ処理有料化の実施市町村数（平成15年度）

有料化市町村数	生活系ごみ	事業系ごみ
	35	58

(参考) ごみ処理の有料化の推進（平成17年度版循環型社会白書より抜粋）

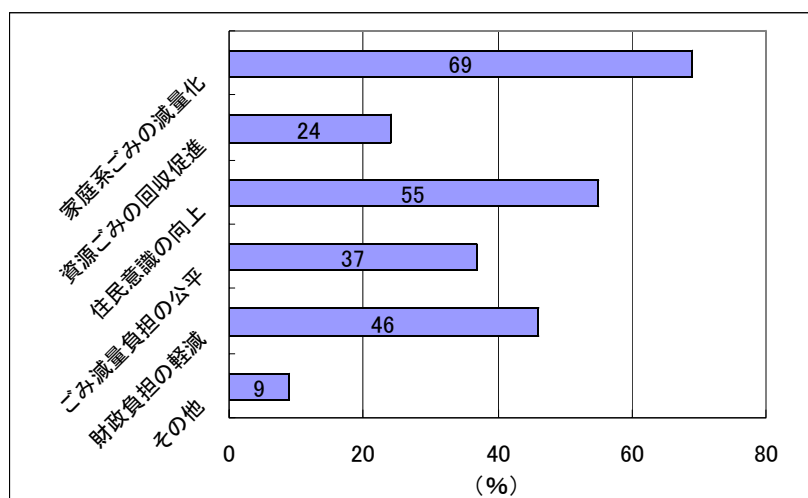
ごみのリデュースについては、ごみ処理の有料化といった経済的手法の活用が有効とされています。特に、本年2月に中央環境審議会においてとりまとめられた意見具申においては、「一般廃棄物の発生抑制や再使用を進めていくためには、経済的インセンティブを活用することが重要である。一般廃棄物処理の有料化は、ごみ排出量に応じた負担の公平化が図られること、住民（消費者）の意識改革につながることなどから、一般廃棄物の発生抑制等に有効な手段と考えられ、現に一定の減量効果が確認されているところです。このため、国が方向性を明確にした上で、地域の実情を踏まえつつ、有料化の導入を推進すべきと考えられる。」との提言がなされています。



ごみ処理を有料化している市町村の割合は、家庭系ごみ42%、粗大ごみ58%、事業系ごみ 70%となっている。

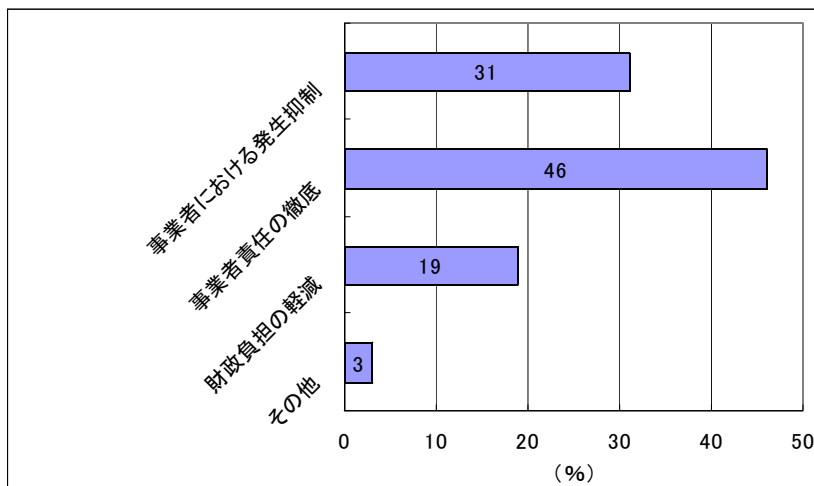
(注) 図中の数値は自治体数

参考図 1 ごみ排出形態ごとのごみ処理手数料の有料化実施状況



家庭系ごみを有料化している533の地方公共団体のうち、69%が、有料化に際して重視していた点は、「家庭系ごみの減量化」を挙げています。

参考図 2 家庭系ごみ有料化の目的（複数回答あり）



事業系ごみの処理を有料化している888地方公共団体のうち46%が、有料化の際に重視した点は、「事業者の責任の徹底」を挙げています。

参考図3 事業系ごみ有料化の目的（複数回答あり）

(2) 生活排水処理

平成15年度の汚水処理人口は、1,259,148人、汚水処理人口普及率は、59.5%となっています。

表2 汚水処理人口普及率（平成15年度末）

	下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽	その他	汚水処理人口計	総人口
人口	829千人	106千人	322千人	2千人	1,259千人	2,116千人
普及率	39.2%	5.0%	15.2%	0.1%	59.5%	100%

2 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

(1) ごみ処理

将来予測は、これまでの動向が将来も続くものとして、平成15年度を基準年度として推計しました。

ア ごみの排出量

ごみの排出量は、地区毎に生活系ごみの排出量、事業系ごみの排出量及び自家処理量をそれぞれ予測し、これらを合算し、平成22年度における県内でのごみ排出量を推計しました。ごみ排出量は約78万6千トンと推計され、これを1人1日当たりに換算すると1,036g/人・日となりました。

イ 再生利用量（資源化量）

再生利用量は、地区毎に予測し、それを合算し、平成22年度における県内での再生利用量を推計しました。

また、リサイクル率は、地区毎にごみ処理量、資源化量及び集団回収量をそれぞれ推計し、これらから平成22年度における県内でのリサイクル率を推計しました。

再生利用量は、7万6千トン、リサイクル率は、14.5%と推計されました。

ウ 最終処分量

最終処分量は、地区毎に直接埋立量、焼却残さ埋立量及び焼却残さ以外の埋立量をそれぞれ予測し、これらを合算することにより平成22年度における県内での最終処分量を推計しました。

最終処分量は、12万3千トンと推計され、1日当たりに換算すると337t/日となりました。

(2) 生活排水処理

平成7年度に策定（平成16年度改正）した福島県全域下水道化構想では、汚水処人口普及率は平成10年度では44.5%、平成15年度では59.5%であり、平成22年度では76%と予測されています。

第3節 目標達成状況

平成14年3月策定した福島県廃棄物処理計画（以下「旧処理計画」という。）では、中間年度である平成17年度、計画目標年度である平成22年度におけるごみの排出量、再生利用量及び最終処分量について目標値を設定しています。

これを実態調査結果に基づく予測値と比較すると、表3のとおりごみの排出量は、平成17年度では目標値よりも4万6千トン多く、平成22年度では目標値よりも6万トン多くなると予測されます。

再生利用量は、平成17年度では目標値よりも3万1千トン少なく、平成22年度では目標値よりも6万6千トン少なくなると予測されます。

最終処分量は、平成17年度では目標値よりも2万1千トン多く、平成22年度では目標値よりも4万1千トン多くなると予測されます。

平成17年度、平成22年度ともに、いずれの項目も目標値の達成は難しいものと見込まれました。

表3 ごみの排出量等の予測値と目標値の比較 (単位：千t)

予測値・目標値 目標項目	平成17年度		平成22年度	
	予測値	旧処理計画の 目標値	予測値	旧処理計画の 目標値
排出量	804	758	786	726
再生利用量	78	109	76	142
最終処分量	126	105	123	82

第4節 一般廃棄物の処理に関する課題

1 ごみ処理に関する課題

これまでのごみ処理の状況から、次のような課題が考えられます。

- ① 大量消費・大量廃棄型社会から、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会へ転換するためには、ライフスタイルを変えていくことが必要です。

- ② ごみの排出抑制を推進するため、ごみ処理の有料化の導入等について積極的に推進することが必要です。
- ③ リサイクルを推進するためには、廃棄物処理法及びリサイクル関連法をはじめとする各種リサイクル施策の円滑な実施と県民・事業者・市町村・国・県が一体となった推進体制を構築していくことが必要です。
- ④ 市町村が行うごみ処理については、ダイオキシン類や有害物質の排出をできるだけ抑制するよう努めるとともに、効率的な事業を行うため、ごみ処理の広域化を進めていく必要があります。
- ⑤ ごみ処理に伴って生ずるエネルギーの有効利用や溶融スラグ⁴⁾の再生利用を進める必要があります。
- ⑥ 不法投棄等の不適正処理を防止するため、県民・市町村・県が連携することにより、不法投棄されにくい環境づくりをしていくことが必要です。
- ⑦ 災害時等一度に大量の廃棄物が発生する場合には、近隣の市町村等が連携を密にしながら処理していくことが必要となることから、その計画や処理体制づくりをしていく必要があります。

2 生活排水に関する課題

生活排水対策を進めるには次のような課題が考えられます。

- ① 貴重な水資源や水環境を保全するためには、生活排水を適正に処理したうえで、公共用水域へ放流することが必要です。
- ② 生活排水処理施設の整備については、地域の特性に合わせ、下水道や農業集落排水施設及び合併処理浄化槽それぞれの特徴を生かした事業の推進が必要です。
- ③ 生活排水処理施設の能力を発揮させるためには、処理方式に応じた施設の適切な維持管理を行うことが必要です。

第5節 ごみ減量化・リサイクルの目標と方策

1 基本方針

国の基本方針では、「一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち、焼却処理量、最終処分量及びダイオキシン類の発生量が抑制されるよう配慮しつつ、最適の方法を選択するものとする。例えば、廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収

4) 溶融スラグとは、焼却灰等の廃棄物を焼却熱や電気から得られた熱エネルギー等により超高温（1200℃以上）下で加熱、燃焼させ無機物を溶融した後に冷却したガラス質の固化物です。溶融固化物ということもあります。

率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である。」としております。

これらのことと第4節に述べたごみに関する課題を踏まえ、次の3つの柱をごみ減量化・リサイクルの目標の基本方針とし、県民、事業者、市町村及び県はそれぞれの役割分担の下で目標実現のために取り組んでいくものとします。

- ① ごみ発生抑制（ごみとなる前の取組み）
- ② リサイクルの推進（ごみ資源化の取組み）
- ③ 資源化施設の整備（ごみとして収集した後の取組み）

2 ごみの減量及び適正な処理に関する目標

(1) 目標指標

旧処理計画においてはごみの排出量及び処理量の目標値を年間の総量としていましたが、県民に分かりやすいこと、また、福島県新長期総合計画「うつくしま21」及び本計画に統合した「第2期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画」の指標であることから、目標指標を次のように設定しました。

ア 1人1日当たりのごみの排出量（g/人・日）

ごみの排出量は、県民に分かりやすいものとして、1人1日当たりのごみの排出量を指標としました。

（ごみの総排出量÷総人口÷365）

イ リサイクル率（%）

粗大ごみ処理施設等で資源化された量に、集団回収量を加えたりサイクル量を、ごみ処理量と集団回収量の和で除したりサイクル率を指標としました。

（（資源化量+集団回収量）÷（ごみ処理量+集団回収量）×100）

ウ 1日当たりの最終処分量（t/日）

ごみの排出抑制やリサイクルを推進したうえで、リサイクルできないごみについては焼却等の処理を行い、最終処分することになりますが、この量が真に廃棄されるごみの量となることから、1日当たりの最終処分量を指標としました。

（年間最終処分量÷365）

(2) 目標値の設定

第3節で述べたように、このまま推移すれば平成22年度での目標値の達成は、難しいものと見込まれますが、今後、次のような施策の強化や新たな取り組みを推進することにより、ごみ減量化・リサイクルを一層推進できるものと考えられることから、平成12年12月に策定の福島県新長期総合計画「うつくしま21」及び旧処理計画の目標値を引き継ぎ、それぞれの目標指標の単位に換算し、目標値としました。

【目標達成に向けた主な施策】

① 1人1日当たりのごみの排出量

生活系ごみの減量化（意識改革の促進、環境教育の推進、ごみ処理有料化の推進等）
事業系ごみの減量化（意識改革の促進、環境マネジメントの積極的導入等）

② リサイクル率

集団回収の促進、容器包装廃棄物の分別収集の徹底、焼却灰等の再生利用の促進

③ 1日当たりの最終処分量

リサイクルの推進、焼却灰等の再生利用

＜平成22年度における目標値＞

①	1人1日当たりのごみの排出量	930	g／人・日
②	リサイクル率	26	%
③	1日当たりの最終処分量	225	t／日

表4 ごみの排出量等指標の目標値と予測値の比較

項目	実績		予測	目標
	平成10年度	平成15年度	平成22年度	平成22年度
1人1日当たりのごみの排出量 (g/人・日)	1,023	1,040	1,036	930
リサイクル率 (%)	11.8	14.5	14.5	26
1日当たりの最終処分量 (t/日)	376	347	337	225

生活系ごみと事業系ごみの割合は、図11のとおりであり、事業系ごみが約1/3を占めています。

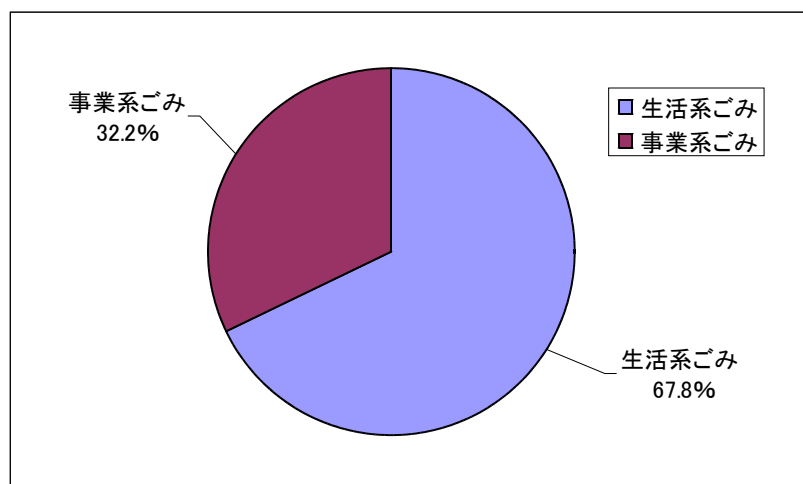


図11 生活系ごみと事業系ごみの割合（平成15年度）

3 目標達成のための推進施策

目標を達成するため基本方針に基づき、次の施策の推進を図ることとします。

(1) ごみ発生の抑制（ごみとなる前の取組み）

ア 意識改革の推進

ごみの減量化・リサイクルを効果的に推進するためには、その必要性和推進方策について、県民や事業者の理解と協力を得ることが大切であるため、意識改革を推進していきます。

(ア) ライフスタイルの転換

使い捨て型のライフスタイルから廃棄物の発生抑制・再使用・再資源化を一層推進する循環型社会への転換を促進します。

(イ) 環境教育の推進

ごみ減量化・リサイクルに対する知識を育てるため、家庭や学校での教育はもとより、広く県民や事業者に対する環境教育の推進を図ります。

イ 過剰包装防止対策の実施

容器包装廃棄物は、生活系ごみの容積比で約6割、重量比で2～3割を占めており、その過剰な包装はごみの増加要因の一つとしてあげられています。

消費者、小売店の双方の理解を得て、過剰な容器包装廃棄物の削減を図ります。

ウ 不用品交換事業の推進

家庭や事業所から発生する不用品を再利用することは、ごみの減量化を図るうえで有効な方法であるため、フリーマーケットやバザー等の開催を積極的に推進します。

エ 自家処理の推進

ごみの減量化を推進するためには、排出者自らがごみ処理を行うことも極めて有効なことです。特に、重量で大きな割合を占める生ごみの資源化（たい肥化）を図ることは、減量化の効果も大きいことから、積極的に推進する必要があります。

オ 事業系ごみの減量化対策

事業系のごみは、ごみ排出量のうち約1/3を占めていることから、環境マネジメント⁵⁾への積極的な取組み等により、事業者から排出されるごみの減量化対策を促進していきます。

カ ごみ処理有料化の推進

生活系ごみ処理の有料化については、住民意識の向上やごみの排出抑制に有効であり、また、市町村のごみ処理費用の増加に対応するための経済的一手法としても有効であることから、積極的に推進することとします。

(2) リサイクルの推進（ごみ資源化の取組み）

ア 各種リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法、特定家電用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）など各種リサイクル法の円滑な運用を図るとともに、県民の理解を促進しながら廃棄物の再生利用を推進します。

(ア) 容器包装リサイクル法への取組み

家庭ごみに占める割合が容積比で約6割を占める容器包装廃棄物の処理の責任を市町村が負うという従来の考え方を改め、消費者、市町村、事業者がそれぞれ責任を分担して容器包装廃棄物のリサイクルを推進していくものです。

効率的な分別収集と再生利用を行うための県内統一した標準的な分別排出方法を平成15年度にとりまとめたことから、各市町村等においては、これを参考に分別対象品目全ての分別収集を推進し、平成18年度中には県内全域で全10区分の分別収集を行うこととします。

(イ) 家電リサイクル法への取組み

廃家電製品には鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源が多く含まれることから、廃棄物の減量・適正処理と資源の有効な利用を図るため、特定家庭用機器廃棄物

5) 環境マネジメントとは、事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定、これらの達成に向けて取組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。

(エアアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機)のリサイクルについて、消費者、小売店、家電製造業者等は、それぞれの役割分担に応じた取組みを行います。

(ウ) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）への取組み

事業系パソコン、小型二次電池に続いて、家庭系パソコンについても、平成15年10月から製造及び輸入販売事業者に対して自主回収及び再資源化が義務づけられ、各パソコンメーカーが自主回収・再資源化のルートを構築したことから、このルートにより使用済みパソコンのリサイクルを推進します。

(エ) 使用済み自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）への取組み

使用済み自動車は中古部品や金属回収の観点から価値が高く、これまでも約80%（重量ベース）がリサイクルされてきましたが、鉄スクラップの価格の変動により、不適正な処理がなされるケースが多くみられたことから、市況に左右されない安定したリサイクルシステムを確立したものです。

自動車製造業者や引取業者等の事業者と自動車所有者がそれぞれの役割を担い、使用済み自動車の適切なリサイクルを推進していきます。

(オ) その他リサイクル制度への取組み

県民、事業者、行政は、各主体の役割分担に基づき、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）などが円滑に機能するよう、リサイクルシステムづくりに積極的に取り組みます。

イ 集団回収の促進

古紙や古繊維等の集団回収を通じてリサイクル活動への住民の参加を促すとともに、リサイクル意識の醸成とごみの減量化、資源のリサイクルを進めます。

ウ リサイクル製品の製造促進

限りある資源を有効に利用するため、廃棄物等を原材料としたリサイクル製品の製造を促進します。

エ リサイクル製品等の使用促進

資源の有効利用を図るため、リサイクル製品等を積極的に使用することが必要であることから、リサイクル製品等の使用促進に努めます。

(3) 資源化施設等の整備（ごみとして収集した後の取組み）

ア 資源化施設の整備

ごみ減量化・リサイクルを推進するためには、リサイクル関連施設の整備が必須であるため、粗大ごみ処理施設やリサイクルプラザなどの資源化施設の整備を推進します。

イ 溶融スラグの再生利用

焼却灰等の再生利用を図るため、溶融固化施設によるスラグ化を推進します。

ウ たい肥化施設の整備

生ごみは、排出されるごみの中でも重量ベースで大きな割合を占めており、生ごみのたい肥化を進めることは資源の有効利用につながるため、汚泥再生処理センター⁶⁾やコンポスト化施設などの整備を推進することとします。

6) 汚泥再生処理センターとは、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源として回収する施設をいいます。

エ 施設の整備手法の調査研究

廃棄物処理施設の整備手法は、民間事業者の資金、経営ノウハウ、技術力を活用するPFI方式⁷⁾をはじめ多様化していることから、より有効な方法について、そのメリット、デメリットを比較検討しながら調査研究を行うものとします。

オ 再生事業者との連携

リサイクルを推進するためには、再生事業者の協力は不可欠であり、一層効率的にリサイクルが推進されるよう再生事業者との連携の強化に努めます。

4 目標達成のための県民、事業者、地方公共団体の役割

ごみ減量化・リサイクルを効率的に推進するためには、県民等の役割を明確にする必要があります。

県民、事業者、市町村及び県は次に掲げるそれぞれの立場からの役割分担のもとに協力しあいながら、本計画の目標を達成するものとします。

(1) 県民の役割

○ 意識改革の推進

① ライフスタイルの転換

- ・ ごみの減量化やリサイクルの必要性を認識し、これを推進するための主役は県民であることを自覚しながら、ライフスタイルの見直しを行い、減量化等を積極的に推進するものとします。

- ・ 「もったいない」の心を常に意識して、ものを簡単に捨てない、できるだけ長期間使用するなど、ものを大切にし、無駄をなくす工夫をするとともに、修理・修繕等による再利用に心がけることとします。

また、常に環境に対する影響を考えて商品購入やものの廃棄にあたるものとします。

② 環境教育の推進

- ・ 家庭における子供への環境教育とともに、環境に関する講演会等の学習に積極的に参加するなどにより、ごみ減量化・リサイクルの推進に係る意識を高め、環境にやさしいライフスタイルの実践に努めるものとします。

○ 過剰包装防止対策の実施

- ① 買い物をを行うときなどは、便利さだけから判断するのではなく、使ったあとにごみにならないか、資源としてリサイクルが可能かなどを考えて商品を購入するとともに、マイ・バッグ等を持参し、レジ袋をなるべく受け取らないように心がけます。

- ② ごみの減量化に取り組んでいる「うつくしま、エコ・ショップ等⁸⁾」を積極的に利用していくこととします。

○ 自家処理の推進

生ごみの処理に関して、市町村が実施している生ごみ処理機やコンポスト容器等の助成制度を積極的に利用することにより、できるだけ自家処理（たい肥化）に努めることとします。

7) PFI方式とは、Private Finance Initiativeの略。社会資本の整備や質の高い公共サービスの提供に関して、可能な限り民間の資金や経営ノウハウを使うという考え方です。

8) うつくしま、エコ・ショップ等とは、「うつくしま、エコ・ショップ等認定制度」により、認定されたごみの減量化等に取り組む小売店等であり、その認定店の利用を通じて県内におけるごみの減量化・リサイクルの一層の推進を図ることを目的としています。現在 2328店が認定されています（平成17年10月3日現在）。

なお、処理にあたっては、悪臭や衛生害虫の発生防止に努めるとともに、必要に応じ地域で連携する等して実施するものとします。

- 不用品交換事業の推進
フリーマーケットやバザー等を積極的に利用し、家庭で不用になったものの再利用を図るものとします。
- 各種リサイクル法への対応
 - ① 容器包装リサイクル法
市町村が行う分別収集に協力し、分別排出方法を遵守することとします。
 - ② 家電リサイクル法
特定家庭用機器廃棄物を廃棄する際に収集運搬料金とリサイクル料金を支払うこととなっていることから、これを確実に実施することとします。
 - ③ 資源有効利用促進法
使用済みパソコンを廃棄する際には、各メーカーが定めた回収ルートに従い適切にリサイクルを実施することとします。
 - ④ 自動車リサイクル法
自動車所有者は、リサイクル料金を負担することと使用済みとなった自動車を引取業者に引き渡すことにより適切にリサイクルを実施することとします。
- 集団回収の促進
町内会や子供会が実施する集団回収に積極的に参加し、集団回収が行われていない場合は、その実施を呼びかけるなど、自らが実施主体となるよう心がけるものとします。
- リサイクル製品等の使用促進
 - ① リサイクル製品等を使用することが、リサイクルの環を回すことにとって必要不可欠であるとの認識のもとに、再生資源等を使った環境にやさしい商品を積極的に使用するものとします。
 - ② 「うつくしま、エコ・リサイクル認定製品⁹⁾」を積極的に使用することとします。

(2) 事業者の役割

- 意識改革の推進
 - ① ごみの減量化やリサイクルの必要性を認識し、事業者は、組織一丸となって環境へ対する意識改革を行い、ごみ減量化等を積極的に推進するものとします。
 - ② 「もったいない」の心を常に意識して、ものを簡単に捨てない、できるだけ長期間使用するなど、ものを大切にし、無駄をなくす工夫をするとともに、修理・修繕等による再利用に心がけることとします。

9) うつくしま、エコ・リサイクル認定製品とは、廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、利用を推進する制度です。現在41製品が認定されています（平成17年10月31日現在）。

- ③ 企業等内での環境教育の機会を設けるなどして、ごみ減量化・リサイクルの推進の意識を高め、環境に優しいライフスタイルの実践に努めるものとします。
- 過剰包装防止対策の実施
小売店は、商品の販売時に包装の簡素化やトレイ使用の削減などを行うとともに、マイ・バッグやマイ・バスケットのキャンペーンを展開し、レジ袋の使用削減を図るものとします。
- 事業系ごみの減量化対策
- ① ISO14001¹⁰⁾やエコアクション21¹¹⁾などの環境マネジメントを積極的に導入することにより、ごみの減量化・リサイクルを計画的に推進するものとします。
- ② 特に多量に廃棄物を排出する事業者は、それぞれ減量化計画を作成するなど具体的方策を検討し、ごみ減量化・リサイクルを推進するものとします。
- 自家処理の推進
旅館や食堂などから発生する生ごみのたい肥化等の自家処理を推進することとします。
- ごみの分別収集の徹底
市町村の施策に協力し、ごみの分別を徹底することにより、リサイクルの推進に努めるものとします。例えばオフィス等事業所は、事務のOA化等により古紙を大量に排出していますが、事業所が町内会方式により共同で資源回収を実施するいわゆるオフィス町内会方式¹²⁾などにより、古紙の分別を徹底するとともに、回収・再生ルートを確立し、減量化・資源化をしていくことが考えられます。
- リサイクル製品の製造促進
- ① 製造業者は、廃棄物等を有効に利用し、リサイクル製品の製造に努めるものとします。
- ② 排出された廃棄物等を利用して製造された優良な製品は、「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として認定を受けるように努めるものとします。
- リサイクル製品等の使用促進
- ① リサイクル製品等を使用することが、リサイクルの環を回すことにとって必要不可欠であるとの認識のもとに、再生資源等を使った環境にやさしい商品を積極的に使用するものとします。
- ② 「うつくしま、エコ・リサイクル認定製品」を積極的に使用することとします。

10) ISO14001とは、環境マネジメントシステムの国際的な規格であり、計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、改善(Action)というPDCAサイクルを基本としています。なお、県内企業における認証取得件数は276件となっています(平成17年8月31日現在)。

11) エコアクション21とは、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステム」として、広範な中小企業等、学校、公共機関などのために、環境省が定めた認証登録制度です。

12) オフィス町内会方式とは、近隣の複数の事業所、商店などがごみの分別方法、回収日を統一するなどにより共同回収するもので、複数の事業者が協力することで回収効率が高く、経費の削減などが図られます。

- 「うつくしま、エコ・ショップ等認定制度」への取組み
事業者は、ごみ減量化・リサイクルの取組みを積極的に行い、うつくしま、エコ・ショップ等の認定を受けるものとします。
- その他
 - ① 製造業者は、製品開発段階からごみ発生抑制を推進するため、製品・容器開発等の事前評価、製品の省資源化・長寿命化を図る設計等に努めることとします。
 - ② 流通販売業者は、トレイや牛乳パックなどの店頭での回収ルートの創設、拡充などに努め、ごみの減量化・リサイクルを推進するものとします。
 - ③ 再生（回収）事業者は、住民団体等が行う集団回収等において、県民、事業者、行政との連携を図りながら、積極的に協力していくものとします。

(3) 市町村の役割

- 意識改革の推進
 - ① ライフスタイルの転換
 - ・ 県民・事業者が使い捨て型のライフスタイルから脱却するため、ごみ減量化やリサイクルなどに関する様々な情報を発信するとともに、県民が主導する「もったいない運動」を支援することにより、減量化意識の啓発を図るものとします。
 - ・ ごみ減量化の施策に住民からの協力を得るため、地域的指導者として廃棄物減量等推進員¹³⁾を設置し、住民への普及啓発活動を行うものとします。
 - ・ 計画の目標達成状況やごみの減量化・リサイクルに関する実践事例などの情報を県民・事業者等に的確に提供するものとします。
 - ② 環境教育の推進
 - ・ 学校教育の場において環境教育の教材として活用できるよう、副読本やパンフレット等を作成することとします。
 - ・ 地域における環境学習の機会を設け、県民が積極的に環境に関する講演会等に参加できる環境づくりをすることとします。
- 過剰包装防止対策の実施
マイ・バッグやマイ・バスケットのキャンペーンを展開し、レジ袋の使用削減を図るものとします。
- 自家処理の推進
 - ① 約半数の市町村においては、生ごみ処理機やコンポスト容器等への助成策を実施している状況にあります。今後は県民等の自家処理を推進するために制度の拡充を図るものとします。
 - ② 生ごみ処理機等の正しい利用方法の啓発と、たい肥の利活用を進めることとします。

13) 廃棄物減量等推進員とは、廃棄物処理法第5条の8に規定されているもので、市町村は、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者等のうちから、委嘱することができるとされています。廃棄物減量等推進員は一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力等の活動を行うとされています。

- ごみ処理有料化の推進
ごみ処理有料化に関して先進的な事例等を参考に有効な方法を検討するとともに、住民にその必要性を説明し、理解を得ながら推進するものとします。
- 事業系ごみの減量化対策
事業系ごみの減量化・リサイクルを図るため、多量にごみを排出する事業者に対し、減量化計画の策定など具体的な方策について積極的な指導啓発を行うものとします。
- 不用品交換事業の推進
家庭や事業所から発生する不用品を再利用することは、ごみの減量化を図るうえで重要なことであることから、市町村はフリーマーケットやバザー等の開催を積極的に推進するため、会場の提供や開催情報の提供等を行うものとします。
- 各種リサイクル法等への対応
 - ① 容器包装リサイクル法
 - ・ 10区分による分別収集を平成18年度中にできるよう体制づくりを行うものとします。
 - ・ 県民が適正な分別排出を行うように、分別排出の手引き等を作成し、周知するものとします。
 - ② 家電リサイクル法
県民に対し家庭用機器廃棄物のリサイクルシステムの周知を十分に行い、適切なリサイクルを推進するものとします。
 - ③ その他資源物回収の取組み
新聞、雑誌等の古紙等の収集について、地域にあった回収方法を検討し、積極的に実施するものとします。
- 集団回収の促進
 - ① 社会教育としての環境教育や地域コミュニティの連携の観点も含め、積極的に集団回収を促進するものとします。
 - ② 住民団体、回収業者等との連携を図り、回収ルートを確立し、回収頻度を高めるものとします。
 - ③ 再生事業者との連携を図り、再生ルートを確立するとともに、回収品目の拡大に努めることとします。
 - ④ 住民団体等に集積場所や回収機材を貸与するとともに、回収意欲を増進するため助成を行うことにより、円滑な集団回収の促進に努めるものとします。
 - ⑤ 集団回収の必要性や効果等を啓発し、実施団体の増加に努めるものとします。
- 資源化施設の整備
資源ごみの適切なリサイクルを推進するため、リサイクルプラザ等の施設の整備を行うものとします。
- 溶融固化施設の整備
これまで埋立処分されてきた焼却灰等の再生利用を図るため、溶融固化施設の整備を推進するものとします。

- たい肥化施設の整備

生ごみのたい肥化を進めることは資源の有効利用につながることから、汚泥再生処理センターなどの整備を推進するものとします。
- 施設の整備手法の調査研究

廃棄物処理施設整備の際には、その整備手法が多様化していることから、より有効な方法について比較検討することとします。
- リサイクル製品等の使用促進
 - ① 資源の有効利用を図るため、リサイクル製品等を積極的に使用することが必要であることから、リサイクル製品等の使用促進に努めるものとします。
 - ② 「うつくしま、エコ・リサイクル認定製品」を積極的に使用することとします。
- 推進施策の策定

廃棄物減量等推進審議会¹⁴)を設置し、長期展望にたったごみの減量化・リサイクルに係る分析を行い、地域にあったより効果的な施策等について検討し、各市町村の一般廃棄物処理計画に盛り込み、ごみ減量化・リサイクルの推進を図るものとします。

(4) 県の役割

- 意識改革の推進
 - ① ライフスタイルの転換
 - ・ 市町村と連携しながら、県民・事業者が使い捨て型のライフスタイルから脱却するため、ごみ減量化やリサイクルなどに関する様々な情報を発信するとともに、県民が主導する「もったいない運動」を支援することにより、減量化意識の啓発を図ります。
 - ・ 小売店などに対し、ごみの減量化・リサイクルに関する積極的な取り組みを行うよう啓発に努めます。
 - ・ 生産者に対し、廃棄物の発生の抑制からリサイクルまで生産者が責任を負うという考え方に立った生産体制が促進されるよう啓発に努めます。
 - ・ 平成13年度から毎年10月を「うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間」としていることから、市町村、事業所及び商工会等とともに、広く県民に呼びかけ、ごみ減量化・リサイクル推進の県民運動として展開することとします。
 - ・ 市町村と連携して、計画の目標達成状況やごみの減量化・リサイクルに関する実践事例などの情報を県民・事業者等に的確に提供します。
 - ・ リサイクルに大きく貢献している住民団体、学校、事業所等に対する表彰制度等を通じて、その活動を広く知らせることにより、リサイクルの推進を図ります。

14) 廃棄物減量等推進審議会とは、廃棄物処理法第5条の7に規定されているもので、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができるとされています。

- ② 環境教育の推進
 - ・ 市町村や学校教育の場において環境教育の教材として活用できるよう、副読本やパンフレット等を作成することとします。
 - ・ 市町村、PTA、公民館、学校、地域グループ、NPO（非営利組織）等が開催するごみ減量化・リサイクル推進に係る研修会、学習会等に福島県環境アドバイザー¹⁵⁾や職員を派遣するなどの支援を行います。
 - ・ 環境問題に関して、正しい理解を深めるため、学校や地域において様々な環境教育の推進を図ります。
 - ・ 県民・事業者等を対象に、環境学習の機会や様々な情報を提供します。
- 過剰包装防止対策の実施
 - ① ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む県内の小売店・事業所などを、「うつくしま、エコ・ショップ等」として認定し、広報周知を行うことにより、ごみの減量化・リサイクルを推進します。
 - ② 市町村、小売店と連携しながらマイ・バッグやマイ・バスケットのキャンペーンを展開し、レジ袋の使用削減を促進します。
- 自家処理の推進

生ごみ処理機やコンポスト容器等への助成策を実施していない市町村に対し、助成制度の導入を促していくこととします。
- ごみ処理有料化の推進

情報収集や調査等を行って、市町村に対し情報提供するなどにより、ごみ処理有料化への支援をしていきます。
- 各種リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、資源有効利用促進法、自動車リサイクル法などが円滑に実施されるよう、市町村に対し適切な情報提供や支援に努めます。
- 集団回収の促進
 - ① 市町村と連携して、住民が集団回収を実践しやすい環境づくりに努めます。
 - ② 廃棄物処理法に基づく廃棄物再生事業者の登録制度¹⁶⁾を活用し、優良な再生事業者の登録を行い、資源ごみ回収を実施している市町村、事業者等への情報提供を行うことにより、再生事業の推進を図ります。
- 資源化施設の整備

市町村が行う施設の整備に対し技術的な助言等を行うとともに、環境保全と効率化を図るため広域的な設置を促進します。

15) 福島県環境アドバイザーとは、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに県が専門家を講師として派遣する制度です。環境アドバイザーには、地球環境、ごみ問題、星空観察の分野があり現在23名の方がいます。

16) 廃棄物再生事業者の登録制度とは、廃棄物処理法第20条の2に規定された制度。知事が優良な再生事業者であると認めて登録するものです。登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならないとされています。

- リサイクル製品等の使用促進
 - ① 資源の有効利用を図るため、リサイクル製品等を積極的に使用することが必要であることから、リサイクル製品等の使用促進に努めます。
 - ② 「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の認定を行うとともに、認定製品を積極的に使用することとします。
- 市町村との連携・支援

ごみ減量化・リサイクルに関する事業などについて、市町村と連携するとともに情報提供や技術的支援を行います。
- その他

全国レベルで解決を図るべき問題について国等と連携するとともに、施設整備に関する財政支援等については、ごみ減量化等の円滑な推進が図れるよう、国に対して要望します。

(参考) 国の基本方針(抜粋) (改正 平成17年5月26日環境省告示第43号)
(国の役割)

国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進し、また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるものとする。また、生活環境保全上支障のない確実な再生利用について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例措置や、製造事業者等による広域的な廃棄物の適正処理について廃棄物処理法に基づく処理業の許可を不要とする特例措置の円滑な運用を図るものとする。

また、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行うことに努めることとする。これに加え、産業廃棄物に関しては、緊急の必要性がある場合には、報告徴収、立入検査及び都道府県に対する必要な指示を行い、関係都道府県と一体になって課題の解決を図るものとする。

さらに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を推進するため、地方公共団体と連携しつつ、独立行政法人環境再生保全機構及び日本環境安全事業株式会社を活用して広域的な処理施設の整備及び円滑な処理を進めていくものとする。

第6節 適正処理の確保

1 市町村における一般廃棄物処理体制の現状

(1) ごみ処理

県内のごみ処理(焼却処理)は、全県域を計画処理区域として、単独の7市町村及び14の一部事務組合の合計21市町村等で行われています。また、近年は各種リサイクル法の円滑な施行に向けた体制の整備が進められています。

一般廃棄物処理施設は、市町村又は一部事務組合において整備が進められ、平成15年度末において、ごみ処理施設が60施設、一般廃棄物最終処分場が67施設(うち埋立中は26施設)が設置されています。

また、一部の市町村等では、民間業者への委託による処理が行われています。

表5 ごみ処理施設の設置状況 (平成15年度末)

分類	状況	施設数	処理能力
ごみ焼却施設	稼働中	25	2,931 t/日
	建設中	0	0 t/日
粗大ごみ処理施設	稼働中	14	493 t/日
	建設中	0	0 t/日
不燃物処理資源化施設	稼働中	21	303 t/日
	建設中	0	0 t/日
計	稼働中	60	3,727 t/日
	建設中	0	0 t/日
	計	60	3,727 t/日

表6 一般廃棄物最終処分場の設置状況 (平成15年度末)

施設の状況	施設数	残存容量
埋立中	26	2,217,965 m ³
埋立終了	41	—
建設中	0	0 m ³
計	67	2,217,965 m ³

(2) 生活排水処理

県内のし尿・浄化槽汚泥の処理は、全県域を計画処理区域として、単独の3市町村及び15の一部事務組合の合計18市町村等で行われています。

し尿処理施設は、市町村又は一部事務組合において整備が進められ、平成15年度末において、27施設（うち稼働中は26施設）が設置されています。

表7 し尿処理施設の設置状況 (平成15年度末)

分類	状況	施設数	処理能力
し尿処理施設	稼働中	24	2,188k ℓ/日
	建設中	1	130k ℓ/日
コミュニティ・プラント ¹⁷⁾	稼働中	2	計画処理人口 5,540人
	建設中	—	—
計	稼働中	26	—
	建設中	1	—
	計	27	—

2 一般廃棄物の自区域内処理

平成11年度に策定した「福島県ごみ処理広域化計画」に基づき、県内7ブロックの区域においてごみ焼却施設等の集約化を行い、一般廃棄物処理事業の広域的な対応を図るため、一般廃棄物処理施設を適正に配置し、ブロック内において収集運搬から最終処分までの一連の処理を完結して行うことができるよう自区域内処理体制の整備を図るとともに、循環型社会の実現のために広域的なリサイクルシステムが円滑に機能するよう廃棄物の発生量及び質に即した適正処理体制の確保を図ります。

特に、最終処分については、県内外に最終処分場を設置している民間事業者へ委託して

17) コミュニティ・プラントとは、市町村が設置する小規模な地域し尿処理施設で、管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設をいいます。

いる市町村もありますが、早急にごみ処理広域化体制の整備を進め、市町村等の直営施設で行うものとします。

3 適正処理体制の推進

適正処理を確保するため次の施策を推進することとしています。

(1) ごみ処理

- 廃棄物のリサイクルシステムの整備の促進
県は、市町村域を越えたりサイクルシステム等について、必要な助言や技術的な支援を行い、整備の促進を図ります。
- ごみ処理広域化の推進
ごみ処理広域化については、県が平成11年度に策定した「福島県ごみ処理広域化計画」に基づき一般廃棄物処理事業を行う市町村等が主体となって、積極的に推進することとします。
- ダイオキシン類対策の徹底
市町村等は、廃棄物処理法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）等の各基準を満たすよう適切な維持管理等を行い、ダイオキシン類の排出をできるだけ抑制するよう努めることとします。
- 施設の整備
市町村は、地域の状況に応じたごみ処理施設の整備や最終処分場の確保を推進します。
- 不適正処分場対策
旧タイプの処分場については、設置者の継続的な監視等により地下水等の汚染の未防止を図ります。

(2) 生活排水処理

- 施設設置の促進
下水道や農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の設置を促進します。
なお、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域¹⁸⁾においては、高度処理可能な浄化槽の設置を促進します。
- 適正処理
単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への早期の転換を促進します。

18) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域とは、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群に河川が流入する範囲をいい、県では平成14年3月に「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定し、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境の悪化を未然に防止する観点に立って、県民、利用者、事業者、県及び関係市町村がそれぞれの責務を果たすとともに、相互に協力し合って猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の良好な水環境を将来にわたって保全していくこととしています。

4 災害廃棄物等の処理体制の確保

災害の発生等により一時的に大量の廃棄物が発生した場合には、次により迅速かつ適正に処理をすることとします。

(1) 災害廃棄物処理

大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難になるとともに、大量の廃棄物が発生することになります。そのため、市町村等は平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておくとともに、迅速かつ適正にその処理を行えるよう、災害廃棄物処理に関する計画の策定や広域圏ごとに一定程度余裕を持った焼却施設や最終処分場を整備していくこととします。

また、県は災害廃棄物処理体制についての助言、広域的な処理体制の確保、被害情報収集体制の確保及び関係市町村や関係団体との連絡調整を行うこととします。

(2) その他

震災や水害以外にもコイヘルペスウィルス病¹⁹⁾等により一時的に大量の廃棄物が発生することがあることから、市町村等は広域的な連携体制を確保するとともに、災害廃棄物処理に準じて迅速かつ適正に処理を行うこととします。

また、県は処理が広域にわたる場合の調整等を行い、適正処理の支援をすることとします。

19) コイヘルペスウィルス病とは、マゴイ、ニシキゴイに発生する病気で、幼魚から成魚まで発生し、死亡率が高い病気です。コイ以外の魚や人への感染はありません。

第3章 産業廃棄物の処理

第1節 地域区分

本計画は、県下全域を対象とするが、産業廃棄物処理対策の効果的な推進を図るため、地理的条件、産業の地域的特殊性を考慮し7地区（県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき）に区分しました。

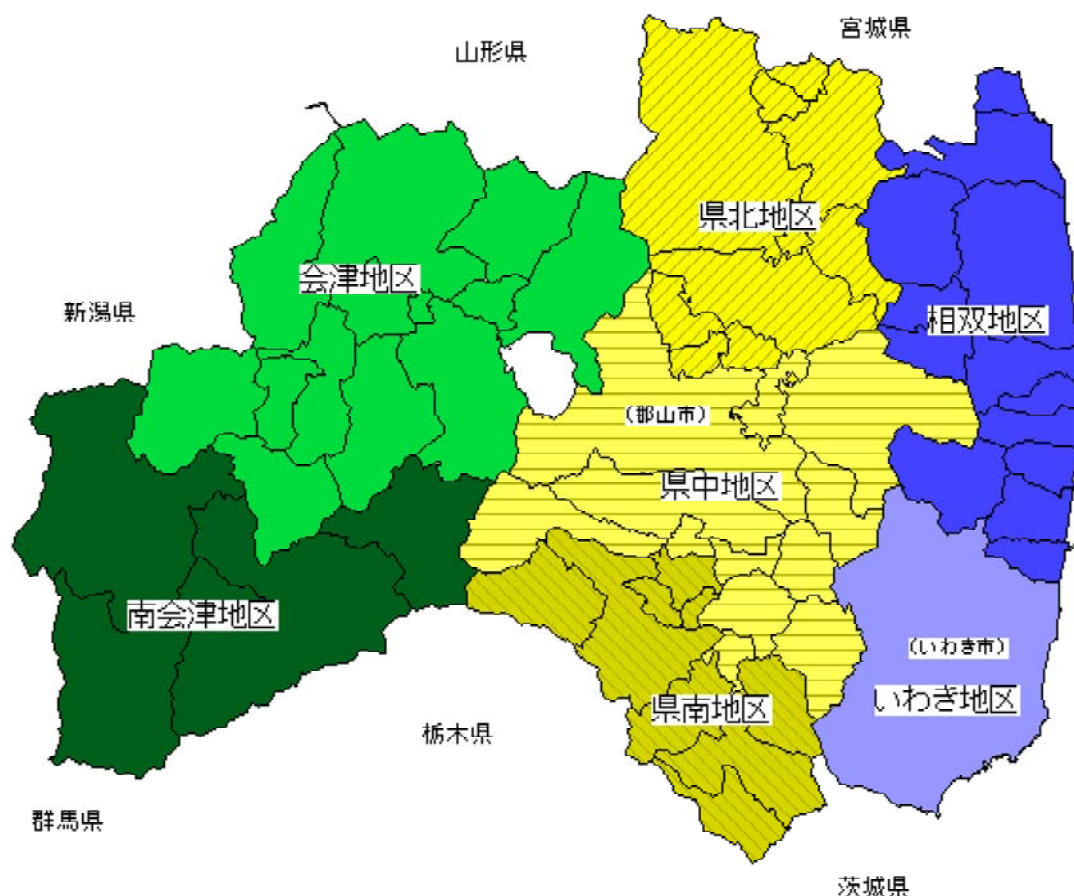


図12 地域区分

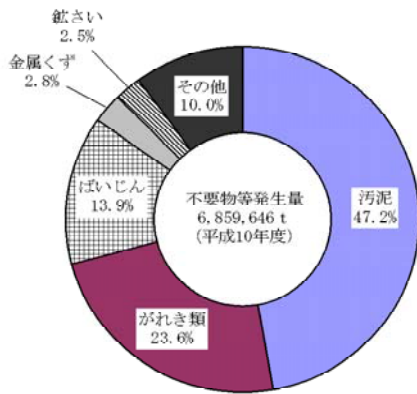
第2節 現状と将来予測

1 産業廃棄物の現状

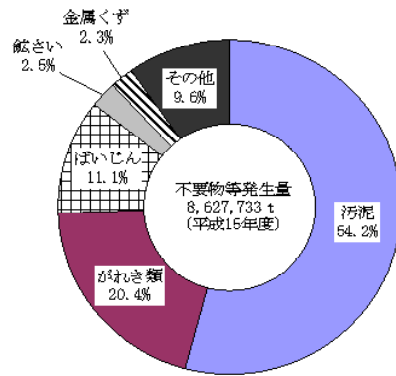
(1) 発生の状況

平成15年度の県内の不要物等発生量（事業場内等で生じた産業廃棄物量と有償物量の合計。以下「発生量」という。）は、実態調査によると862万8千トンとなっています。これは、平成10年度の発生量である686万トンの1.26倍で176万8千トン増加しています。

また、地区別では、いわき地区が282万2千トンで最も多く、以下、相双地区203万7千トン、県中地区が129万9千トン、県北地区が112万8千トン等となり、これら4地区で全体の84%を占めています。



＜平成10年度実態調査結果＞
図 1 3 平成10年度種類別発生量

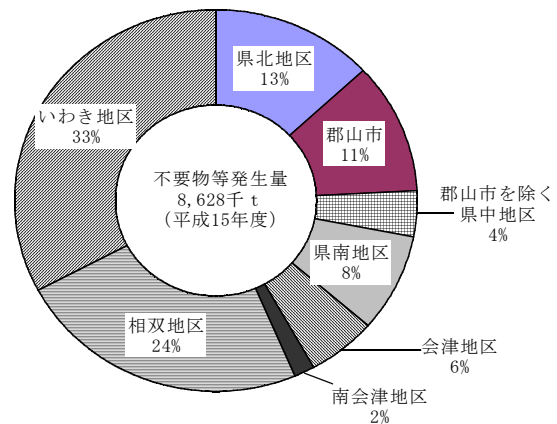


＜平成15年度実態調査結果＞
図 1 4 - 1 平成15年度種類別発生量

表 8 平成15年度地区別の発生状況

地区	発生量 (千トン)	構成比 (%)
県北地区	1,128	13
県中地区	1,299	15
郡山市	(955)	(11)
その他	(344)	(4)
県南地区	712	8
会津地区	487	6
南会津地区	141	2
相双地区	2,037	24
いわき地区	2,822	33
合計	8,628	100

注) 端数処理のため合計が合わない。



＜平成15年度実態調査結果＞
図 1 4 - 2 平成15年度地区別の発生状況

＜平成15年度実態調査結果＞

(2) 処理の状況

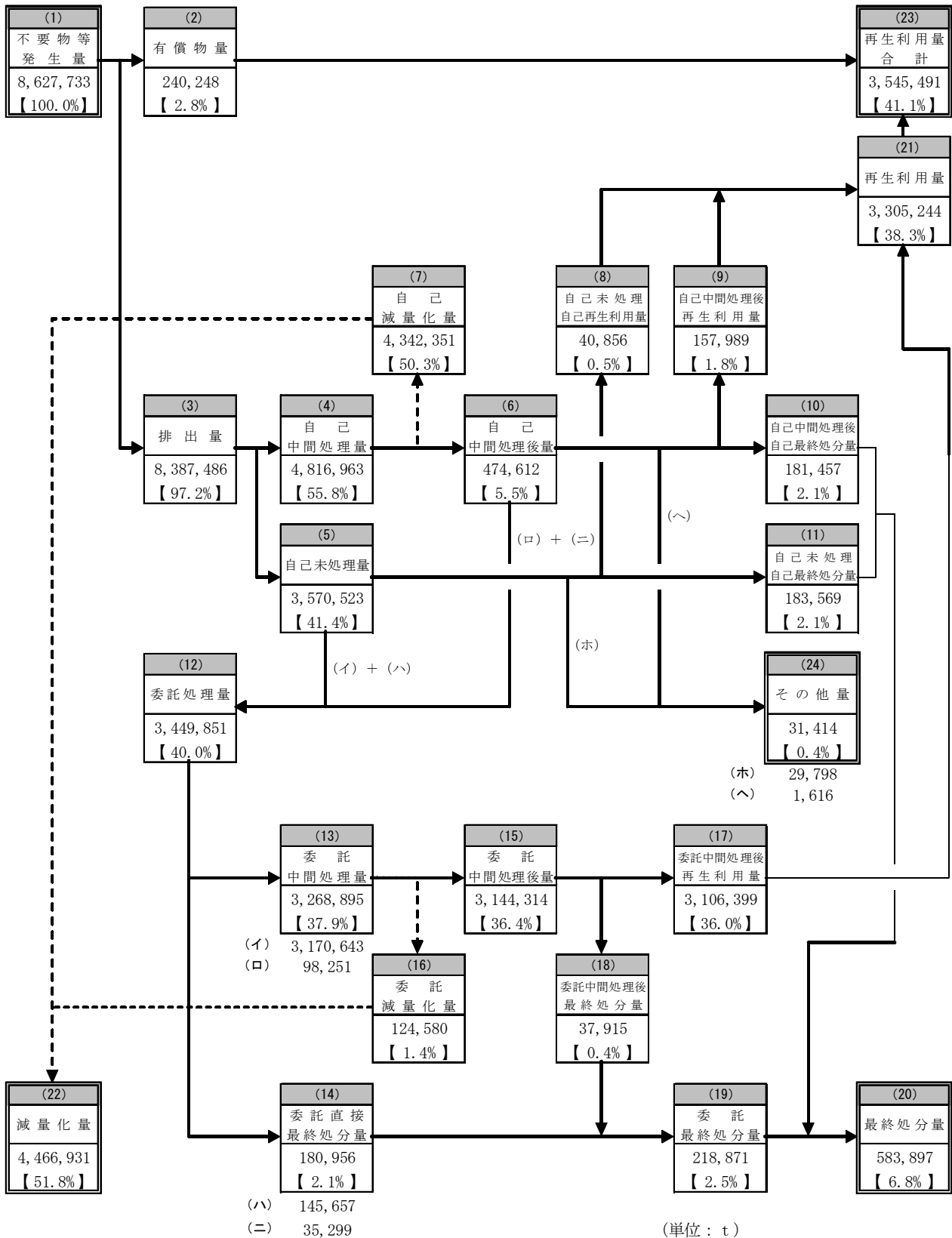
発生量862万8千トンのうち24万トン（発生量の2.8%）が有償物として売却され、これを除く産業廃棄物排出量は838万7千トンであり、このうち、481万7千トンが自己中間処理がなされ、処理によって434万2千トンが減量化され、自己中間処理後の残さ47万5千トンのうち15万8千トンが自ら利用又は有償物として売却されており、18万1千トンが自己所有の最終処分場で埋立処分されています。

自己中間処理されない未処理量は357万トンであり、このうち4万1千トンが自ら利用され、18万4千トンが自己所有の最終処分場で埋立処分されています。

自己中間処理後又は未処理で産業廃棄物処分業者等に処理を委託されている量は345万トンで、このうち326万9千トンが中間処理され、12万5千トンが減量化されています。中間処理後の残さ314万4千トンのうち310万6千トンが再生利用されており、3万8千トンが、直接最終処分される18万1千トンとともに最終処分場で埋立処分されています。以上から最終処分される量は584千トンとなります。

これらを平成10年度と比較すると、排出量では666万4千トンより172万3千トン、減量化量では319万1千トンより127万6千トンそれぞれ増加し、一方、最終処分量では、140万7千トンから82万3千トン減少しています。

(単位：t/年)



(イ)：自己未処理量のうち委託中間処理された量 (ホ)：自己未処理量のうちその他の量
 (ロ)：自己中間処理後量のうち " (ヘ)：自己中間処理後量のうち "
 (ハ)：自己未処理量のうち委託最終処分された量 () 内は不要物等発生量8,672,733 t に対する割合
 (ニ)：自己中間処理後量のうち " () 内は産業廃棄物排出量8,387,486 t に対する割合
 【 】内は、不要物等発生量に対する割合
 【 】内は産業廃棄物排出量に対する割合
 注 端数処理の関係で数値の合計が合わない場合があります。

図15 平成15年度産業廃棄物の処理の流れ <平成15年度実態調査結果>

表9-1 平成15年度産業廃棄物の処理・処分状況(1)

(単位: t)

産業廃棄物の種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	不要物等発生量	有償物量	排出量	自己中間処理量	自己未処理量	自己中間処理後量
合計	8,627,733	240,248	8,387,486	4,816,963	3,570,523	474,612
燃え殻	134,251	23,695	110,556	116	110,440	112
汚泥	4,672,499	1,082	4,671,416	4,581,662	89,755	375,415
廃油	38,912	2,345	36,566	1,924	34,642	11
廃酸	16,376	600	15,776	2,189	13,588	9
廃アルカリ	84,365	1,682	82,682	51,572	31,110	784
廃プラスチック類	147,387	8,513	138,875	45,110	93,765	10,501
紙くず	35,643	5,305	30,338	7,969	22,369	5,492
木くず	165,440	34,995	130,445	13,714	116,731	11,540
繊維くず	297		297	24	274	3
動植物性残さ	31,298	3,989	27,309	698	26,610	230
動物系固形不要物	3,132	127	3,005	102	2,904	17
ゴムくず	1,155		1,155	1	1,154	0
金属くず	198,153	115,148	83,006	18,389	64,617	9,761
ガラス陶磁器くず	75,072	4,746	70,325	4,619	65,706	4,063
鉱さい	213,124	7,347	205,777	25,482	180,294	5,885
がれき類	1,758,785	2,408	1,756,377	50,050	1,706,327	49,435
ばいじん	955,992	21,146	934,845	84	934,762	72
その他の産廃	44,701	2,610	42,091		42,091	
特管産廃	51,151	4,507	46,644	13,260	33,384	1,284

産業廃棄物の種類	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
	自己減量化量	自己未処理自己再生利用量	自己中間処理後自己再生利用量	自己中間処理後自己最終処分量	自己未処理自己最終処分量	委託処理量
合計	4,342,351	40,856	157,989	181,457	183,569	3,449,851
燃え殻	4	2			41,632	67,216
汚泥	4,206,247	162	93,736	177,826	169	186,887
廃油	1,913	107				33,724
廃酸	2,180					13,290
廃アルカリ	50,788		573			31,221
廃プラスチック類	34,609	148	406	34	1,079	100,237
紙くず	2,477		5,302			22,409
木くず	2,175	2,475	3,678			121,220
繊維くず	21					277
動植物性残さ	469		117			25,635
動物系固形不要物	84					2,921
ゴムくず	1				5	1,135
金属くず	8,628	1	9,523		34	63,791
ガラス陶磁器くず	556	9,111	445	3,550	13,362	40,980
鉱さい	19,598	13,551	42		12,606	155,852
がれき類	615	15,298	43,714		3,377	1,687,984
ばいじん	12		72		111,305	820,310
その他の産廃						41,960
特管産廃	11,977		381	46		32,803

注 表中の空欄は、廃棄物が発生していないことを、また、「0」は、0.5 t未満の廃棄物が発生していることを示します。また、端数処理の関係で数値の合計が合わない場合があります。

<平成15年度実態調査結果>

表9-2 平成15年度産業廃棄物の処理・処分状況(2)

(単位:t)

産業廃棄物の種類	(13)	(イ)	(ロ)	(14)	(ハ)	(ニ)
	委託 中間処理量	自己未処理 委託 中間処理量	自己中間処 理後委託 中間処理量	委託直接 最終処分量	自己未処理 委託直接 最終処分量	自己中間処理 後委託直接 最終処分量
合計	3,268,895	3,170,643	98,251	180,956	145,657	35,299
燃え殻	56,727	56,727		10,489	10,377	112
汚泥	138,636	69,495	69,141	48,251	15,124	33,128
廃油	33,696	33,689	7	28	24	4
廃酸	13,200	13,282	8			
廃アルカリ	31,211	31,010	201	10		10
廃プラスチック類	74,659	66,505	8,154	25,578	23,687	1,891
紙くず	22,290	22,100	190	119	119	
木くず	120,280	112,496	7,784	940	877	63
繊維くず	263	263		14	11	3
動植物性残さ	24,248	24,146	102	1,387	1,376	10
動物系固形不要物	2,904	2,904		17		17
ゴムくず	5	5		1,130	1,130	0
金属くず	53,450	53,215	235	10,341	10,338	3
ガラス陶磁器くず	28,259	28,222	37	12,720	12,690	30
鉱さい	119,269	113,427	5,842	36,583	36,583	
がれき類	1,654,902	1,649,181	5,721	33,081	33,081	
ばいじん	820,310	820,310				
その他の産廃	41,958	41,958		3	3	
特管産廃	32,538	31,709	828	266	238	28

産業廃棄物の種類	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
	委託 中間 処理後量	委託 減量化量	委託 中間処理後 再生利用量	委託 中間処理後 最終処分量	委託 最終処分量	最終処分量
合計	3,144,314	124,580	3,106,399	37,915	218,871	583,897
燃え殻	56,651	75	56,611	40	10,529	52,161
汚泥	119,753	18,883	115,532	4,221	52,472	230,468
廃油	23,664	10,033	23,552	112	140	140
廃酸	7,617	5,673	6,638	979	979	979
廃アルカリ	5,057	26,154	858	4,199	4,209	4,209
廃プラスチック類	63,102	11,557	56,341	6,761	32,339	33,452
紙くず	14,853	7,437	11,213	3,640	3,759	3,759
木くず	103,335	16,945	100,618	2,717	3,657	3,657
繊維くず	114	148	37	77	91	91
動植物性残さ	10,751	13,497	9,890	861	2,248	2,248
動物系固形不要物	2,904		2,904		17	17
ゴムくず	1	4		1	1,131	1,136
金属くず	53,434	16	53,305	129	10,470	10,504
ガラス陶磁器くず	28,131	129	24,937	3,194	15,914	32,826
鉱さい	119,269		119,269		36,583	49,189
がれき類	1,654,231	671	1,648,048	6,183	39,264	42,642
ばいじん	820,299	12	820,293	6	6	111,311
その他の産廃	41,958		41,937	21	24	24
特管産廃	19,191	13,347	14,417	4,774	5,040	5,086

注 表中の空欄は、廃棄物が発生していないことを、また、「0」は、0.5t未満の廃棄物が発生していることを示します。また、端数処理の関係で数値の合計が合わない場合があります。

<平成15年度実態調査結果>

表 9 - 3 平成 15 年度産業廃棄物の処理・処分状況 (3)

(単位: t)

産業廃棄物の種類	(21)	(22)	(23)	(24)	(ホ)	(ヘ)
	再生利用量	減量化量	再生利用量 合計	その他量	自 己 未処理 その他量	自 己 中間処理後 その他量
合計	3,305,897	4,466,931	3,545,491	31,414	29,798	1,616
燃え殻	56,613	79	80,308	1,702	1,702	
汚泥	209,431	4,225,130	210,513	6,388	4,805	1,583
廃油	23,659	11,946	26,004	822	822	
廃酸	6,638	7,853	7,238	307	306	0
廃アルカリ	1,431	76,942	3,113	100	100	1
廃プラスチック類	56,895	46,166	65,407	2,363	2,346	17
紙くず	16,515	9,914	21,820	150	150	
木くず	106,770	19,120	141,766	898	883	15
繊維くず	37	169	37	0	0	0
動植物性残さ	10,007	13,966	13,997	1,088	1,088	
動物系固形不要物	2,904	84	3,030			
ゴムくず		5		15	15	
金属くず	62,829	8,644	177,977	1,030	1,030	
ガラス陶磁器くず	34,493	685	39,239	2,322	2,322	0
鉱さい	132,863	19,598	140,210	4,127	4,127	
がれき類	1,707,060	1,286	1,709,469	5,389	5,389	
ばいじん	820,365	23	841,511	3,147	3,147	
その他の産廃	41,937		44,547	130	130	
特管産廃	14,798	25,323	19,305	1,436	1,436	0

注 表中の空欄は、廃棄物が発生していないことを、また、「0」は、0.5 t 未満の廃棄物が発生していることを示します。また、端数処理の関係で数値の合計が合わない場合があります。

<平成15年度実態調査結果>

(3) 移動状況

ア 県外搬出状況

排出事業者自ら又は委託処理による産業廃棄物の県外搬出量は、112万トンです。その搬出目的及び搬出内訳は、表10のとおりです。

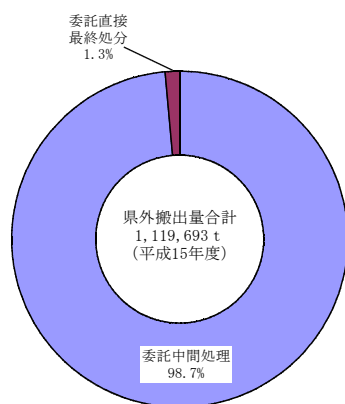
表10 平成15年度産業廃棄物の県外搬出量

(単位：t)

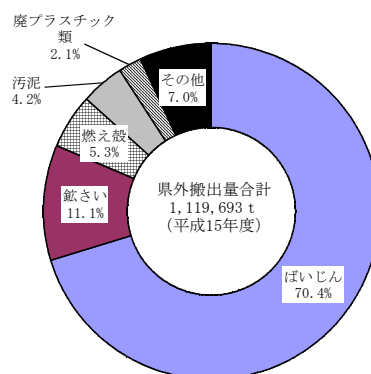
産業廃棄物の種類	県外搬出量	搬出目的				
		自己 中間処理	自己 最終処分	委託処理		
				計	中間処理	直接 最終処分
合計	1,119,693			1,119,693	1,105,570	14,123
燃え殻	59,484			59,484	55,350	4,134
汚泥	46,482			46,482	46,374	107
廃油	11,559			11,559	11,558	0
廃酸	7,405			7,405	7,405	
廃アルカリ	8,371			8,371	8,371	0
廃プラスチック類	23,783			23,783	23,419	364
紙くず	3,109			3,109	3,108	0
木くず	4,821			4,821	4,818	3
繊維くず	15			15	15	
動植物性残さ	7,356			7,356	7,336	19
動物系固形不要物	2,418			2,418	2,418	
ゴムくず	32			32	2	30
金属くず	11,168			11,168	10,178	989
ガラス陶磁器くず	9,258			9,258	9,221	37
鉱さい	123,764			123,764	115,447	8,316
がれき類	643			643	521	123
ばいじん	788,192			788,192	788,192	
その他の産廃	614			614	614	0
特管産廃	11,222			11,222	11,221	0

注 表中の空欄は、廃棄物が発生していないことを、また、「0」は、0.5 t未満の廃棄物が発生していることを示します。また、端数処理の関係で数値の合計が合わない場合があります。

<平成15年度実態調査結果>



<平成15年度実態調査結果>



<平成15年度実態調査結果>

図16 平成15年度目的別の県外搬出状況 図17 平成15年度種類別の県外搬出状況

イ 県内搬入状況

産業廃棄物処分業者による県外産業廃棄物の県内搬入量は、50万4千トンです。

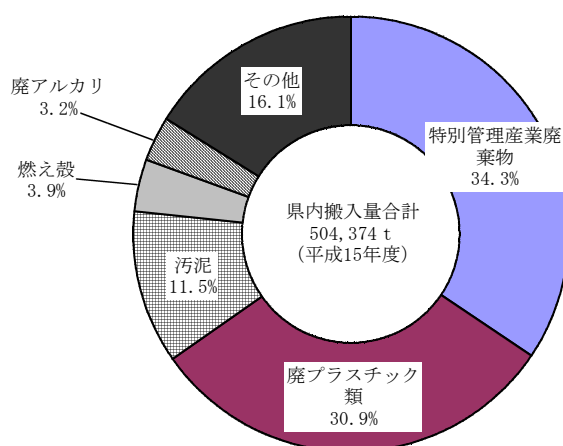
表 1 1 平成 1 5 年度産業廃棄物の県内搬入量

(単位：t)

産業廃棄物の種類	受託量合計	業者の種類	
		中間処理業者	最終処分業者
合計	504,374	427,027	77,348
燃え殻	19,707	2,429	17,278
汚泥	58,164	32,896	25,268
廃油	14,750	14,745	5
廃酸	2,540	2,540	
廃アルカリ	16,381	16,381	
廃プラスチック類	155,964	135,131	20,834
紙くず	700	700	
木くず	10,427	10,293	135
繊維くず			
動植物性残さ	4,080	4,060	20
動物系固形不要物			
ゴムくず			
金属くず	6,197	6,162	35
ガラス陶磁器くず	11,736	10,721	1,015
鉱さい	3,897	2,829	1,068
がれき類	8,253	7,704	549
ばいじん	1,871	511	1,360
13号廃棄物	9,783		9,783
その他の産廃	6,798	6,798	
特管産廃	173,127	173,127	

注 表中の空欄は、廃棄物が発生していないことを示します。

<平成15年度実態調査結果>



<平成15年度実態調査結果>

図 1 8 平成 1 5 年度種類別の県内搬入状況

(4) 処理施設の状況

ア 中間処理施設の状況

平成17年3月31日現在で、排出事業者、処理業者及び公共（地方公共団体及び地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）が設置している中間処理施設（産業廃棄物条例を含む）は452施設です。

表12 産業廃棄物中間処理施設の設置状況

中間処理施設の種別		排出事業者		処理業者		計		合計
		法	条例	法	条例	法	条例	
汚泥の脱水施設	施設数	101	0	14	4	115	4	119
	処理能力(m3/日)	16,483	0	1,295	606	17,779	606	18,385
汚泥の乾燥施設(機械)	施設数	2	0	1	0	3	0	3
	処理能力(m3/日)	750	0	51	0	801	0	801
汚泥の乾燥施設(天日)	施設数	0	0	0	0	0	0	0
	処理能力(m3/日)	0	0	0	0	0	0	0
汚泥の焼却施設	施設数	6	0	17	0	23	0	23
	処理能力(m3/日)	1,275	0	2,683	0	3,958	0	3,958
廃油の油水分離施設	施設数	0	0	5	0	5	0	5
	処理能力(m3/日)	0	0	105	0	105	0	105
廃油の焼却施設	施設数	9	0	27	0	36	0	36
	処理能力(m3/日)	305	0	737	0	1,042	0	1,042
廃酸・廃アルカリの中和施設	施設数	1	0	2	2	3	2	5
	処理能力(m3/日)	244	0	199	5	443	5	448
廃プラスチック類の破碎施設	施設数	1	2	18	1	19	3	22
	処理能力(t/日)	50	3	1,876	2,632	1,926	2,635	4,561
廃プラスチック類の焼却施設	施設数	5	0	26	1	31	1	32
	処理能力(t/日)	118	0	1,422	2	1,540	2	1,543
木くず又はがれき類の破碎施設	施設数	5	1	140	2	145	3	148
	処理能力(t/日)	1,555	2	57,192	26	58,748	28	58,776
有害物質を含むコンクリート 固化施設	施設数	1	0	1	0	2	0	2
	処理能力(m3/日)	0	0	24	0	24	0	24
水銀を含む汚泥のばい焼施設	施設数	0	0	0	0	0	0	0
	処理能力(m3/日)	0	0	0	0	0	0	0
シアン化合物の分解施設	施設数	4	0	7	0	11	0	11
	処理能力(m3/日)	36	0	518	0	554	0	554
その他の焼却施設	施設数	10	2	32	2	42	4	46
	処理能力(t/日)	454	4	1,267	1	1,720	5	1,725
合計	施設数	145	5	290	12	435	17	452

イ 最終処分場の状況

平成17年3月31日現在で、排出事業者、処理業者及び公共が設置している最終処分場は79施設であり、そのうち、埋立中の最終処分場は52施設です。

表13-1 産業廃棄物最終処分場の設置状況

最終処分場の種類	状 況	排出事業者	処理業者	公 共	合 計
遮 断 型	埋 立 中	1	0	0	1
	埋立終了	1	0	0	1
	建 設 中	0	0	0	0
安 定 型	埋 立 中	8	17	0	25
	埋立終了	1	5	0	6
	建 設 中	0	0	0	0
管 理 型	埋 立 中	11	14	1	26
	埋立終了	6	9	0	15
	建 設 中	1	4	0	5
施 設 数 合 計		29	49	1	79

表13-2 埋立中の産業廃棄物最終処分場の設置状況

地域区分	排出事業者	処理業者	公 共	合 計
県北地区	3	9	0	12
県中地区	2	3	0	5
県南地区	1	0	0	1
会津地区	0	2	0	2
南会津地区	0	0	0	0
相双地区	8	8	0	16
いわき地区	6	9	1	16
施設数合計	20	31	1	52

(5) 処理業者の状況

平成17年3月31日現在で、産業廃棄物処理業の許可件数は4,375件となっています。そのうち、特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は719件です。

表14 産業廃棄物処理業者の推移

区 分 年 度	収集 運搬業	中間 処理業	最終 処分業	中間 ・最終	計
12年度	3,103	188	19	14	3,324
(特 管)	490	27	1	3	521
13年度	3,403	185	16	14	3,618
(特 管)	528	26	0	3	557
14年度	3,864	195	15	14	4,088
(特 管)	546	27	0	3	576
15年度	4,114	197	15	11	4,337
(特 管)	654	29	0	3	686
16年度	4,151	198	15	11	4,375
(特 管)	690	26	0	3	719

2 産業廃棄物の将来予測

(1) 発生量の将来予測

平成22年度の県内における発生量を、平成15年度を基準年度として予測すると、平成15年度（862万8千トン）の1.01倍にあたる874万2千トンに増加し、その増加量は11万4千トンになることが予測されます。

(千トン)

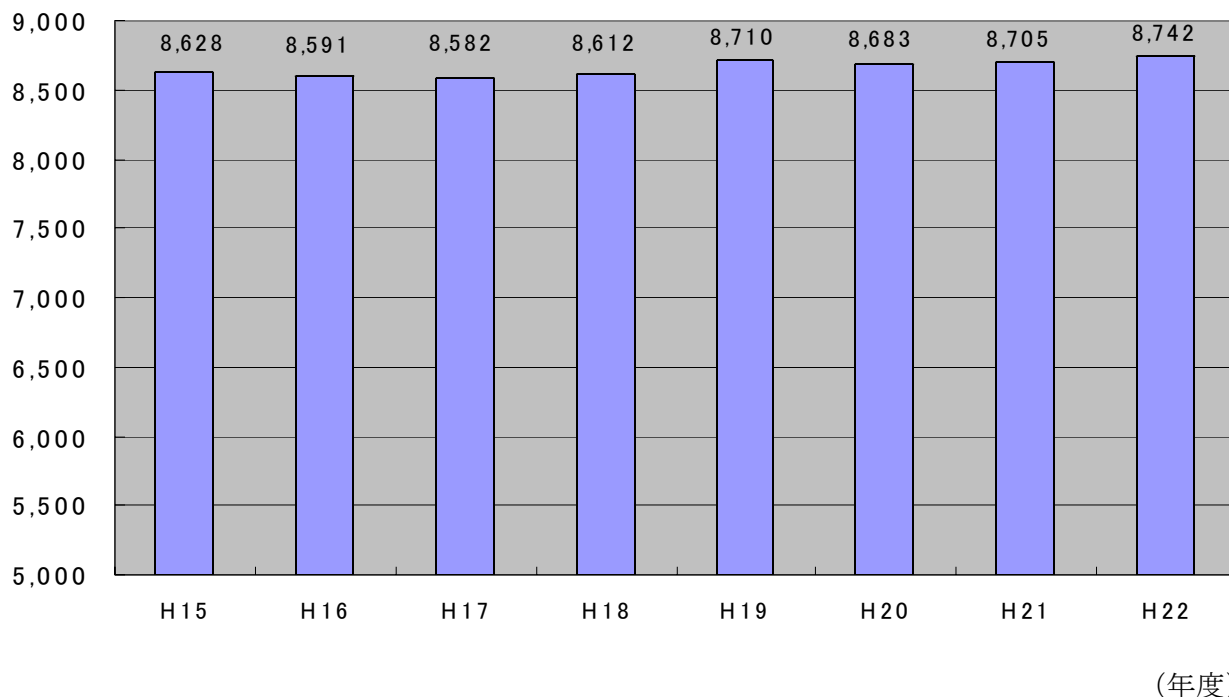


図19 発生量の将来予測

<平成15年度実態調査結果>

(2) 処理量の将来予測

平成22年度の産業廃棄物処理量は、現在の処理システムが継続すると仮定した場合、減量化量が44万2千トン、最終処分量が4万2千トン増加するが、再生利用量は35万7千トン減少することが予測されます。

表15 産業廃棄物処理量の将来予測

(単位：千t)

年度等	発生量	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
平成15年度(①)	8,628	8,387	4,467	3,305	615
平成22年度(②)	8,742	8,514	4,909	2,948	657
②-①	114	127	442	-357	42
②/①	1.01	1.02	1.10	0.89	1.07

注1 排出量=減量化量+再生利用量+最終処分量ですが、端数処理の関係で数値の合計が合わない場合があります。

注2 最終処分量には、その他量（最終処分される保管量）を含みます。

<平成15年度実態調査結果>

(3) 最終処分場の将来予測

ア 最終処分場の設置動向

平成9年度から16年度までの最終処分場の新規設置許可件数は、平成9年度に2件あり、平成11年度、12年度に新たな設置許可はありませんでしたが、平成13年度、14年度に1件、16年度に2件の設置許可がありました。

表16 産業廃棄物最終処分場の推移

年 度	9	10	11	12	13	14	15	16
安 定 型	0	1	0	0	0	1	0	0
管 理 型	2	0	0	0	1	0	0	2
計	2	1	0	0	1	1	0	2

イ 処理業者等が設置する最終処分場の残余年数の見通し

平成17年度以降、新たに設置される最終処分場の容量を考慮しないで、年間埋立処分量が現状のまま推移すると仮定して残余年数の見通しを算出すると、安定型最終処分場は、平成17年度末は約18年、平成22年度末は約13年となり、管理型最終処分場については、平成17年度末は約8年、平成22年度末は約3年となります。

また、安定型と管理型を合わせた処分場全体としては、平成17年度末は約12年、平成22年度末は約6年となります。

第3節 目標の達成状況

1 産業廃棄物の排出量、減量化・再生利用量、最終処分量の目標の達成状況

旧処理計画では、中間年度である平成17年度、計画目標年度である平成22年度における産業廃棄物の排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量について目標値を設定しました。

これを実態調査結果に基づく予測値と比較すると、産業廃棄物の排出量は、平成17年度では目標値よりも149万6千t多く、平成22年度では、127万4千t多くなると予測されます。

再生利用・減量化量は、平成17年度では目標値よりも166万9千t多く、平成22年度では、111万7千t多くなると予測されます。

最終処分量は、平成17年度では目標値よりも18万3千t少なくなるが、平成22年度では、15万7千t多くなると予測されます。

表17 産業廃棄物の排出量等の目標値と予測値との比較

		目 標 値 ①		本 調 査 に よ る 予 測 値 ③		③ - ①		③ / ①
		(千 t)	排出量に対する割合②	(千 t)	排出量に対する割合④	(千 t)	④ - ② (ポイント)	
平成17年度	排 出 量	6,850		8,346		1,496		1.22
	再生利用・減量化量	6,060	88%	7,729	93%	1,669	5	1.28
	再生利用量	2,840	41%	3,172	38%	332	-3	1.12
	減 量 化 量	3,220	47%	4,557	55%	1,337	8	1.42
	最 終 処 分 量	800	12%	617	7%	-183	-5	0.77
平成22年度	排 出 量	7,240		8,514		1,274		1.18
	再生利用・減量化量	6,740	93%	7,857	92%	1,117	-1	1.17
	再生利用量	3,380	47%	2,948	35%	-432	-12	0.87
	減 量 化 量	3,370	47%	4,909	58%	1,539	11	1.46
	最 終 処 分 量	500	7%	657	8%	157	1	1.31

注1) 「再生利用・減量化量」+「最終処分量」=「排出量」となる。

注2) 端数処理の関係で数値の合計が合わない場合がある。

注 排出量=減量化量+再生利用量+最終処分量ですが、端数処理の関係で数値の合計が合わない場合があります。
<平成15年度実態調査結果>

2 種類別の排出量及び再生利用率等の目標値との比較

旧処理計画では、中間年度である平成17年度、計画目標年度である平成22年度における産業廃棄物の種類別の排出量、再生利用率、減量化率及び最終処分率について目標値を設定しました。

これを実態調査結果に基づく予測値と比較すると、平成17年度及び平成22年度で、汚泥及びその他の産業廃棄物の排出量が目標よりも多くなると予測される。特に、汚泥は平成22年度で目標値よりも157万8千t多くなると予測されます。

再生利用率は、平成17年度では汚泥及び鉍さい、平成22年度では汚泥、鉍さい及びばいじんが目標値を下回ると予測されます。

減量化率は、平成17年度及び平成22年度で、鉍さい及びその他の産業廃棄物が目標値を下回ると予測されます。

最終処分率は、平成17年度では鉍さい、平成22年度では汚泥、鉍さい及びばいじんが目標値を上回ると予測されます。

表18-1 種類別の排出量の目標値と予測値との比較

(単位：千t)

		目標値①	本調査による 予測値②	② - ①	② / ①
平成17年度	汚泥	3,350	4,759	1,409	1.42
	がれき類	1,550	1,647	97	1.06
	鉍さい	190	194	4	1.02
	ばいじん	1,100	938	-162	0.85
	その他	660	809	149	1.23
平成22年度	汚泥	3,540	5,118	1,578	1.45
	がれき類	1,680	1,451	-229	0.86
	鉍さい	190	190	0	1.00
	ばいじん	1,180	944	-236	0.80
	その他	660	810	150	1.23

<平成15年度実態調査結果>

表18-2 種類別の再生利用率等の目標値と予測値との比較

		目標値①			本調査による予測値②			② - ① (ポイント)		
		再生利用率	減量化率	最終処分率	再生利用率	減量化率	最終処分率	再生利用率	減量化率	最終処分率
平成17年度	汚泥	7%	88%	5%	4%	91%	5%	-3	3	0
	がれき類	96%	-	4%	97%	0%	3%	1	0	-1
	鉍さい	74%	14%	12%	65%	10%	25%	-9	-4	13
	ばいじん	65%	-	35%	88%	0%	12%	23	0	-23
	その他	39%	37%	24%	53%	28%	20%	14	-9	-4
平成22年度	汚泥	8%	88%	4%	3%	91%	6%	-5	3	2
	がれき類	96%	-	4%	97%	0%	3%	1	0	-1
	鉍さい	77%	14%	9%	65%	10%	25%	-12	-4	16
	ばいじん	90%	-	10%	88%	0%	12%	-2	0	2
	その他	42%	35%	23%	51%	30%	19%	9	-5	-4

注) 再生利用率+減量化率+最終処分率=100%となるが、端数処理の関係で100%にならないことがある。

<平成15年度実態調査結果>

第4節 産業廃棄物に関する課題

産業廃棄物は、社会経済活動に伴って必然的に発生するものであり、これを適正に処理することは、県民の生活環境を保全し、快適な生活と健康を確保するために必要不可欠な条件であり、また、本県の産業経済の健全な発展を図る上でも極めて重要な課題です。

このことから、本県では、廃棄物処理法を補完するものとして平成15年3月に産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（以下「産業廃棄物条例」という。）を制定して産業廃棄物の適正処理の促進に関する各種施策を実施しております。

産業廃棄物の処理については、まず、発生抑制を行い、それでも排出される場合は、そのものの資源化・再生利用をできる限り行い、さらに残ったものを適正に処理するという考え方が必要とされています。

平成12年6月には、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）が公布され、これと併せて建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）及び自動車リサイクル法などの廃棄物・リサイクル関連法が整備され、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費の抑制、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務とされていることから、本県では、平成17年3月に循環型社会形成条例を制定し、積極的な施策の展開を図ることとしております。

また、平成17年3月に産業廃棄物税条例を制定し、税金を財源として産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策を実施することとしています。

本県においては、昭和49年の第一次福島県産業廃棄物処理計画以来、五次にわたる計画を経て平成14年3月に旧処理計画を策定し、産業廃棄物の再生利用・減量化と適正処理に努めてきたところですが、さらにこれを推進する上で次の課題が考えられます。

- ① 旧処理計画において産業廃棄物の再生利用・減量化率の目標値を設定し、再生利用・減量化の促進を図ってきたところですが、まだ十分とは言えない状況にあり、平成22年度において、再生利用・減量化率が目標値を下回ると見込まれております。
- ② 産業廃棄物排出量の増大や適正処理困難物の増加、排出事業者の適正処理に対する知識や認識の不足による他人任せの体制などから、不法投棄などの不適正処理が後を絶たない状況にあります。また、アスベスト²⁰⁾や感染性廃棄物²¹⁾など新たに社会問題化している産業廃棄物への対応も求められています。
- ③ 最終処分場や焼却施設などの産業廃棄物処理施設の新たな設置は、土地の高度利用化が進み適地が少なくなっていることや産業廃棄物処理施設の事故発生を原因とする処理施設に対する不信感の高まりなどにより、周辺住民の合意形成が図られにくくなってきていることなどから、困難になってきています。

20) アスベストとは、ギリシャ語で「消滅しないもの」という意味であり、耐熱性、対薬品性に優れ、スレート材料、摩擦材料、耐熱材料等として多方面に使われているが、2008年に使用禁止の予定であります。一方、アスベストによる健康被害も問題になっています。

21) 感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

第5節 産業廃棄物に関する目標と方策

1 基本方針

産業廃棄物に関する課題を踏まえ、排出事業者処理の原則の理念のもと、次の3つの柱を目標の基本方針とし、事業者、処理業者、県、市町村及び県民が一体となり、それぞれの役割分担の下で、目標実現のために取り組んでいくものとします。

- ① 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
- ② 産業廃棄物の適正処理の推進
- ③ 産業廃棄物処理施設の確保

2 産業廃棄物に関する目標

(1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

産業廃棄物による環境への負荷を低減するためには、単に、発生した産業廃棄物を適正に処理するだけでなく、まず排出された不要物等を資源として利用するなど産業廃棄物の排出を抑制し、排出された産業廃棄物については、可能な限り中間処理による再生利用又は減量を行い、更に熱回収できるものについてはこれを実施したうえで最終処分する必要があります。また、それぞれが役割分担に応じて産業廃棄物の排出抑制に努め、できるだけ産業廃棄物を排出しないシステムを構築していく必要があります。

産業廃棄物の減量を推進するため、排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量の目標値について、平成17年5月に国が改定した「基本方針」における国の減量等の目標の考え方を基本に、実態調査の結果や産業廃棄物税の導入効果、及び産業廃棄物の排出抑制等の推進のための各種施策を踏まえ、次のとおりとします。

表19 産業廃棄物の排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量の目標値
(単位：千t)

	現状	将来予測		目標
	平成15年度	平成22年度①	平成22年度②	平成22年度
排出量	8,387	8,514	8,862	8,514
再生利用・減量化量	7,772 (93%)	7,857 (92%)	8,171 (92%)	7,918 (93%)
再生利用量	3,305 (39%)	2,948 (35%)	3,261 (37%)	3,043 (36%)
減量化量	4,467 (53%)	4,909 (58%)	4,910 (55%)	4,875 (57%)
最終処分量	615 (7%)	657 (8%)	691 (8%)	596 (7%)

- 注 1 括弧内は各年度の産業廃棄物排出量に対する割合です。
 2 再生利用・減量化量と最終処分量を合わせると排出量となります。
 3 端数処理の関係で数値の合計が合わない場合があります。
 4 平成22年度における将来予測は、廃棄物実態調査の結果(①)と自家発電ボイラーの設置等を加味した場合(②)における排出量等を予測したものです。

表 2 0 産業廃棄物の種類毎の排出量の目標値

(単位：千 t)

	現 状	予 測	目 標
	H15年度	H22年度	H22年度
汚泥	4,671	5,118	4,913
がれき類	1,756	1,539	1,477
鉱さい	206	190	182
ばいじん	935	1,198	1,150
その他の産業廃棄物	819	817	792

表 2 1 産業廃棄物の種類毎の再生利用等の目標値

	再生利用		減量化		最終処分		
	現 状	目標値	現 状	目標値	現 状	予 測	目標値
	H15年度	H22年度	H15年度	H22年度	H15年度	H22年度	H22年度
汚泥	4%	4%	90%	91%	5%	6%	5%
がれき類	97%	97%	0%	0%	3%	3%	3%
鉱さい	65%	81%	10%	10%	26%	25%	10%
ばいじん	88%	90%	0%	0%	12%	12%	10%
その他の産業廃棄物	53%	53%	27%	28%	20%	19%	19%

注 1 各年度における産業廃棄物の種類毎の排出量に対する割合を示しています。
 2 再生利用、減量化及び最終処分の割合の合計は100%ですが、端数処理の関係で合わない場合があります。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

事業活動に伴って排出された産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任において適正に処理する必要がありますが、自ら処理できない場合には処理業者へ処理を委託することが認められています。

しかし、廃棄物処理法に基づく委託基準や「マニフェスト制度²²⁾」などについての理解や適正処理に対する意識が十分でないことから、処理業者が適正な処理を行うことができる者であるかを十分に確認しないまま安易に処理の委託がなされたり、処理費用軽減のため、野焼きや不法投棄など不適正処理が行われる事例も見受けられます。

これら不適正処理は、生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく地域住民の産業廃棄物処理に対する不信感を増幅させ、産業廃棄物処理施設の適切な設置を困難とする原因の一つとなっていると考えられることから、適正処理の徹底を図り、不適正処理については原因者に対し、確実に原状回復させることはもとより、刑事、行政、民事等あらゆる面から責任追及を行っていきます。

22) マニフェストとは、複数枚の複写伝票からなる積荷目録のことで、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）と電子マニフェストの2つの方法があり、マニフェスト制度とは、排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストに廃棄物の名称、数量、特性、収集運搬業者名、処分業者名などの必要事項を記入して、委託した廃棄物の流れを自ら把握し管理する仕組みをいいます。

また、産業廃棄物の排出量の増大だけでなく、焼却施設や最終処分場などから発生するダイオキシン類等の質的な問題についても十分に留意し、適正処理を推進するとともに、処理体制が未整備なため長期保管され紛失が懸念されていたPCB²³⁾廃棄物については、全国5ヶ所において処理を行うことになっておりますので、その適正処理を推進していきます。

さらに、現在、社会問題化しているアスベストや感染性廃棄物については、県民等に不安を与えないために情報提供を行うとともに、その適正処理を推進していきます。

(3) 産業廃棄物処理施設の確保

県内で発生した産業廃棄物を県内で処理できるように産業廃棄物処理施設を確保していくことは、産業廃棄物の適正処理を推進していくうえで非常に重要なことです。

しかし、処理施設の過度の設置は、処理業者の過当競争による倒産、県外産業廃棄物の多量搬入などを誘発する原因にもなることから、地域の排出量や処理量等に応じ、必要な処理能力、容量を備えた処理施設を地域ごとにバランスよく整備する必要があります。

新たな処理施設の設置については、処理業者、市町村、県民との信頼関係を尊重しながら円滑な対応を図っていくとともに、民間による処理施設の整備を基本としつつ、民間処理の補完として必要な処理能力を確保するため、民間施設の設置が困難で不足している地域、分野について、公共関与による管理型最終処分場等の処理施設の整備を行うものとしします。

また、今後必要とされる最終処分場の容量を処理業者が設置する最終処分場の残余年数として算出すると、産業廃棄物税の施行等による産業廃棄物の排出抑制、再生利用・減量化の推進を図っても、目標年度である平成22年度末には安定型で約14年、管理型で約3年となり、管理型においては国の基本方針で定める必要な容量を十分確保できないと見込まれることから、平成22年度までに、この基本方針に対応した容量の確保が必要となっております。

なお、当該容量の確保に当たっては、地域ごとの産業廃棄物の排出状況や産業廃棄物の処分実績を踏まえ、地域ごとのバランスに配慮することとしします。

以上のことから、産業廃棄物処理施設の整備方針を次のとおりとし、産業廃棄物処理施設の確保に向けて各種施策に取り組んでいくものとしします。

23) PCBとは、ポリ塩化ビフェニルのことで、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていません。

産業廃棄物処理施設の整備方針

【整備目標】

地域の排出量や処理量等に応じ、必要な処理能力、容量を備えた処理施設を、地域ごとにバランスよく整備します。特に、たい肥化施設については、地域内循環を目的とし、地域内で利用できる量に応じた処理能力の処理施設とします。

【整備主体】

① 排出事業者による整備

産業廃棄物は排出した事業者が処理することが原則であり、この排出事業者責任に基づき、本計画で示した再生利用・減量等の目標を達成するために必要な処理施設の設置、整備に努めるものとします。

② 処理業者による整備

処理業者は県内の産業廃棄物処理の動向を見極めながら、本計画で示した目標を達成するために必要な処理施設の設置、整備に努めるものとします。

③ 公共関与による整備

県及び市町村はそれぞれの役割に応じ、地域別の最終処分場の残存容量等地域的なバランス等にも配慮し、排出事業者及び処理業者による処理を補完するものとして、必要な処理施設の整備に努めるものとします。

【公共関与による整備】

① 県は、産業廃棄物の発生量等に比較して最終処分場の設置数及び残存容量が少ない県中地区等において、管理型最終処分場の整備事業を推進するとともに、再生利用・減量化のための中間処理施設の整備について、その必要性も含めて検討を行うものとします。

② 市町村は、区域内の産業廃棄物処理の動向を見極め、区域内の再生利用や適正処理の推進のため、必要に応じ一般廃棄物との併せ処理や産業廃棄物処理施設の設置、整備に努めるものとします。

【整備の推進】

産業廃棄物処理施設の整備を効果的に推進するためには、各整備主体による取組みが重要であることのほか、必要に応じ区域内の排出事業者や事業者団体が中心となって検討組織を設け、必要な処理施設の種類や処理能力、処理対象廃棄物等を明らかにするとともに、具体的な整備手法を検討するよう努めるものとします。

3 目標達成のための推進施策

(1) 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

ア 排出事業者等の自主的な取組の推進

環境マネジメントシステムであるISO14001やエコアクション21の認証取得やゼロエミッション²⁴⁾を目指す事業者、事業者団体等に対し、廃棄物の処理に関する必要な情報の提供、講習会の実施、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等のための施設整備への支援を行うなど排出事業者等の自主的な取組みを一層推進するものとします。

24) ゼロエミッションとは、「廃棄物ゼロ」を意味しますが、最近では有限な地球を前提とした循環型社会形成の重要なコンセプトとなり、廃棄物を出さない経済社会、地域社会、企業活動などを表すより広い意味を持つ言葉として使われています。

イ 多量排出事業者処理計画等の作成等推進

多量排出事業者²⁵⁾の排出抑制、再生利用等による減量推進への重点的な取組みが、中小・零細企業へ波及し、全体の取組みの推進に効果的であることから、従来より計画作成等の指導を行うなど、重点的に取り組んできたところですが、平成12年6月の廃棄物処理法の改正により多量排出事業者の定義が明確化されるとともに、平成13年度から計画及び実施状況報告の提出が義務づけられました。

このため、法改正の趣旨を踏まえ、該当する事業所を対象に減量等の計画作成及び進行管理について指導するとともに、その取組みを推進しております。

さらに、平成15年3月に制定した産業廃棄物条例により廃棄物処理法に規定する多量排出事業者に該当しないが、産業廃棄物を多量に排出する事業者²⁶⁾に対して産業廃棄物管理計画書の作成及び実施状況報告の提出を義務づけました。

このため、該当する事業所を対象に減量等の計画作成及び進行管理について指導し、取組みを推進するものとします。

ウ 再生利用等のルートの確保

平成15年度には廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、「福島県エコ・リサイクル製品認定制度」を立ち上げ、県は、県民、事業者等に対し、認定製品の利用が促進されるよう、その周知に努めるとともに、県が行う工事又は物品の調達において、性能、数量、価格等を考慮のうえ、優先的に使用するよう配慮します。

また、県内外の排出事業者、処理業者等に対しリサイクルに関する情報提供を呼びかけ、リサイクル情報の蓄積を行うとともに情報提供を行う等、再生利用等のルートの確保を行います。

エ 技術開発研究の促進等

事業者が行う産業廃棄物の排出抑制やリサイクル技術の研究開発に対し、補助、融資を行うとともに、福島県ハイテクプラザを中心にリサイクル等の技術研究開発及び研究成果の企業移転、技術指導等の支援を行うものとします。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

ア 適正処理の徹底

排出事業者処理責任の徹底及び処理業者による適正処理を確保するため、排出事業者や処理業者に対して立入検査、報告の徴収、許可の審査、講習会等の開催を行い、廃棄物処理法及び産業廃棄物条例の定める処理基準、委託基準等の遵守の徹底を図ります。

廃棄物処理法に基づくマニフェスト制度は、産業廃棄物の適正な処理を確保するものとして、非常に重要な役割を担う手続であることから、引き続き排出事業者に対し、その制度の適正かつ厳正な運用を図るよう指導します。特に、マニフェストの記載漏

25) 多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者のことで、廃棄物処理法第12条第7項に規定されています。

26) 多量に排出する事業者とは、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場を設置している事業者のことで、産業廃棄物条例第7条第1項に規定されています。

れや保管義務違反の心配がない「電子マニフェスト制度」については、排出事業者等の加入率が低いことから利用促進を図ることとします。

また、廃棄物処理法で義務づけされていない自社の産業廃棄物を事業場外で自ら処理する場合については、産業廃棄物条例に基づき「産業廃棄物処理票」の交付を義務づけしていることから、排出事業者に対して処理票の交付の徹底を図ります。

処理施設については、平成9年の廃棄物処理法の改正により制度化された「維持管理状況の記録・閲覧制度」や最終処分場の「維持管理積立金制度」により適正な維持管理を確保するものとします。なお、維持管理積立金制度は、平成17年の廃棄物処理法の改正により、最終処分場の対象が拡大され、平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場についても平成18年度分から積立てが実施されます。

さらに、廃棄物処理法の改正により平成17年度から施行された「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」を導入し、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合、有効に活用できるよう情報提供を図ります。

イ ダイオキシン類等有害物質の削減

産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用等の徹底により、焼却する量を極力減少させるとともに、分別の徹底により焼却施設の使用目的に合っていない産業廃棄物の混在を防いだうえで、廃棄物処理法に基づく焼却施設等の構造・維持管理基準や平成11年に制定されたダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく排出基準等の遵守の徹底を確保するものとします。

また、廃棄物処理法の許可対象外となる小規模焼却炉については、廃棄物処理法に基づく焼却設備の構造基準に適合した施設の使用を指導するとともに、RDF等の固形燃料を使用したボイラーについては、平成15年12月に改正した福島県生活環境の保全等に関する条例に基づくダイオキシン類に係る排出基準に適合した使用を指導するものとします。

さらに、平成11年に制定された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）等に基づき、化学物質を含む産業廃棄物の適正処理のため当該物質の量の把握と削減に取り組んでいくものとします。

ウ 不法投棄、野焼き等の不適正処理対策

市町村及び関係団体と連携を図りながら、不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見に取り組んでいくとともに、事後対策として、警察及び市町村と連携し、原因者等に対し、産業廃棄物条例に基づく支障の除去等の措置を講ずるべきことを勧告するなど現場の原状回復を確実に行わせるとともに、刑事、行政、民事等のあらゆる面で厳しくその責任を追及し、不適正処理しにくい環境を作っていくものとします。

エ 広域移動に伴う秩序ある処理体制の整備

委託処理により県外から県内に移入する産業廃棄物については、一定程度までに抑制し、県内における秩序ある処理体制を確保するため、産業廃棄物条例の規定に基づく県外産業廃棄物の事前届出制度を産業廃棄物処分業者に対し徹底させるとともに、同制度を厳正に運用します。

(3) 産業廃棄物処理施設の確保

ア 処理施設設置に当たっての円滑な対応

産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、産業廃棄物条例に基づき地元市町村や地域住民等への周知や生活環境の保全に関する協定等の締結などにより合意形成を図るとともに、設置後においても、廃棄物処理法及び産業廃棄物条例に基づく維持管理基準や関係法令の遵守、「維持管理状況の閲覧制度」等による的確な情報公開により、安全性と信頼性の向上を図り、地域との共生を確保するものとします。

また、県民に対しては処理施設の必要性について普及、啓発を行うものとします。

イ 公共関与の推進

(ア) 本県における公共関与の取組み

昭和49年の第一次福島県産業廃棄物処理計画において公共関与の必要性を提起し、昭和54年に「財団法人福島県環境保全公社」を設立、昭和58年から「いわき処理センター」を開設して、最終処分事業を行ってきましたが、平成13年12月をもって埋立業務を終了しました。

(イ) 県中地区環境整備センター(仮称)整備事業の推進

第四次福島県産業廃棄物処理計画において、産業廃棄物の発生量に比較して最終処分場の設置数及び残存容量が著しく少ない県中地区に最終処分場の確保が必要であるとし、第五次福島県産業廃棄物処理計画においては、併せて減量化・再生利用のための中間処理施設等の整備について必要性も含めて調査検討を進めることとしました。

一方、平成3年の廃棄物処理法の改正により、「廃棄物処理センター制度²⁷⁾」が創設されたことや関係団体から県内各地域への産業廃棄物処理施設設置の要望が出されたことなどから、平成7年度に学識経験者、関係団体などの委員からなる「福島県廃棄物処理公共関与基本構想検討委員会」を設置し、「福島県廃棄物処理公共関与基本構想」をとりまとめ、平成8年度に「福島県県中地区産業廃棄物処理施設等整備基本計画」を策定しました。

平成9年度には、郡山市田村町糠塚地区を県中地区環境整備センター(仮称)候補地とし、以来、地元の理解が得られるよう調整を続けています。

今後は、引き続き地元や各関係機関との調整を図りながら、施設の種類、規模、整備手法、事業採算性等についても検討を行い、民間施設設置の動向等も考慮の上、計画を推進するものとします。

事業主体については、全国でも活用事例のある「廃棄物処理センター」の制度活用を中心に考え、民間の技術力や資金運営能力等の活用を図る点からPFI手法の検討も行うこととしています。

(ウ) 市町村による適切な関与

市町村においても、平成11年度に双葉郡大熊町において双葉広域市町村圏組合

27) 廃棄物処理センター制度とは、国・地方公共団体が関与しつつ、民間資本、人材を活用して、安全性や信頼性を確保しながら産業廃棄物等の処理施設の整備、運営を図るため、国、地方公共団体からの出資・拠出をある財団法人、株式会社等を環境大臣が廃棄物処理センターとして指定し、これに財政上の支援等を行う制度です。

により管理型の最終処分場の設置がなされ、他の市町村でも一般廃棄物との併せ処理など取組みがなされてきましたが、今後も地元産業を育成振興する立場や適正処理の確保の観点から、当該区域における民間処分場の設置動向等を踏まえながら、産業廃棄物の処理に適切に関与していくものとします。

4 関係者の役割

(1) 排出事業者の役割

- 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
 - ① 製造等に際しては、生産工程等の改善や使用原材料の転換、梱包の見直し等を各段階において積極的に行うとともに、長期使用可能で廃棄物の発生が少ない、又は再生利用しやすい製品の製造に努めます。また、再生品を原材料として使用するよう努めます。さらに、その製品等に係る情報を提供することなどにより、その製品が産業廃棄物となった場合に再生利用等が困難にならないよう努めます。
 - ② 産業廃棄物が発生した場合は、再生利用しやすいように産業廃棄物の種類毎の分別を徹底するとともに、自ら再生利用等を行うために必要な中間処理施設の設置、整備及び技術開発に努めます。また、再生利用等により製造した製品については、うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度等を活用します。
 - ③ 再生利用を推進するため、情報収集や再生利用ルートを確保するとともに、処理業者に処理を委託する場合には、当該産業廃棄物ができる限り再生利用されるような委託先の選定に努めます。
 - ④ 環境マネジメントシステムであるISO14001やエコアクション21の認証取得に努めるとともに、多量排出事業者は廃棄物処理法に基づく多量排出事業者処理計画の作成とその進行管理を行います。また、産業廃棄物を年間500t以上から1,000t未満を排出する事業者は、産業廃棄物条例に基づく産業廃棄物管理計画の作成とその進行管理を行います。
 - ⑤ 関係事業者による産業廃棄物の再生利用等に関するネットワークを構築して、関係業界全体として組織的に取り組むよう努めます。
 - ⑥ 県、市町村等の行う排出抑制、再生利用等の推進のための施策や調査に協力します。
- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ① 製造等に際しては、その製品等が産業廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ評価し、有害物質の使用を抑制するなど適正処理が困難にならないよう開発するとともに、その製品等に係る情報を提供すること等により、その製品が産業廃棄物となった場合に、適正な処理が困難にならないよう努めます。
 - ② 発生する産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任により、常にその性状、数量等を把握し、自己処理に努めます。このため必要な処理施設の設置、整備及び技術開発に努め、処理にあたっては廃棄物処理法及び産業廃棄物条例に基づく処理基準等を遵守するほかダイオキシン類等の発生の抑制にも十分配慮します。
 - ③ 産業廃棄物処理施設を設置する事業場にあつては、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理責任者及び技術管理者、特別管理産業廃棄物を排出する事業場にあつては、特別管理産業廃棄物管理責任者を配置するとともに、それ以外の産業廃棄物を排出する事業場においても産業廃棄物条例に基づき、産業廃棄物処理に関する管理責任者を配置するなど管理体制の整備を図ります。
 - ④ 処理業者に処理を委託する場合には、優良業者に関する情報の収集に努め、あらかじめ処理業者の許可内容や処理能力等を現地調査などにより確認するとともに、処理業者と書面による委託契約を行うなど廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守し、マニフェスト制度の遵守により、委託後の処理状況を把握します。特に県外で処理する場合には、広域移動の過程で不法投棄等の不適正処理がなされる

場合もあることから、特段の注意を払うとともに、処分方法を考慮して県内で処理するように努めます。

- ⑤ 適正処理に必要な各種情報を積極的に収集するとともに、各種研修会、講習会の実施及び参加により研さんに努めます。
- ⑥ 県、市町村等の行う適正処理の推進のための施策や調査に協力します。

○ 産業廃棄物処理施設の確保

- ① 廃棄物処理法に基づく排出事業者責任による自己処理に努めるため、必要な処理施設の設置及び整備を計画的に進めます。
- ② 事業者が単独で処理施設を設置することが困難な場合は、地域内の類似企業や系列企業での共同設置への取り組みに努めます。
- ③ 処理施設の設置及び維持管理にあたっては、廃棄物処理法及び産業廃棄物条例で定める構造・維持管理基準や関係法令を遵守し、安全性と信頼性を向上させ、地域との共生を図ります。特に、処理施設の設置にあたっては、産業廃棄物条例に基づき、地域住民に対し、積極的に周知することによって、地域住民の理解を得て、その合意形成を図るよう努めます。
- ④ 処理の状況について、廃棄物処理法及び産業廃棄物条例に基づく維持管理状況の閲覧制度等により情報公開を的確に行い、処理の透明性を確保し、施設への理解の形成に努めます。
- ⑤ 埋立終了した最終処分場については、廃止するまでの間、廃棄物処理法及び関係法令に基づき適正な維持管理を行います。
- ⑥ 県、市町村等の行う処理施設の確保のための施策や調査に協力します。

(2) 処理業者の役割

○ 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

- ① 産業廃棄物の処理については、処理残さについての再生利用ルートを確保し、再生利用の促進に努めます。
- ② 再生利用、減量化等の技術の研究開発に努めます。また、再生利用等により製造された製品については、うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度を活用します。
- ③ 県、市町村等の行う排出抑制、再生利用等の推進のための施策や調査に協力します。

○ 産業廃棄物の適正処理の推進

- ① 処理の受託にあたっては、受託物の性状を把握し、許可の内容及び処理能力の範囲で書面による契約を行い、マニフェスト制度を遵守します。
- ② 処理にあたっては、廃棄物処理法に基づく処理基準等を遵守するほかダイオキシン類等の発生の抑制にも十分配慮します。
- ③ 受託後、事情によりやむを得ず再委託する必要がある場合には、廃棄物処理法に基づきあらかじめ排出事業者から書面による承諾を得るなど再委託基準を遵守します。
- ④ 複雑多様化する産業廃棄物を適正処理するために、常に最新の処理技術に関する情報収集と技術開発を行うとともに、各種研修会、講習会の実施や参加により従業員の教育、訓練等の充実を図り、技術水準の向上と資質の向上に努めます。
- ⑤ 産業廃棄物処理業者や排出事業者により組織している社団法人福島県産業廃棄物協会の組織の充実・強化を図るとともに、各種研修会、講習会等を通じて会員の資質の向上に努めます。
- ⑥ 県外の排出事業者から産業廃棄物の処理を受託する場合は、廃棄物処理法及び産業廃棄物条例を遵守し、計画的に行い、受託量を一定程度に抑制するなど秩序ある処理体制を確保します。
- ⑦ 県、市町村等の行う適正処理の推進のための施策や調査に協力します。

○産業廃棄物処理施設の確保

- ① 処理施設の設置及び維持管理にあたっては、廃棄物処理法及び産業廃棄物条例で定める構造・維持管理基準や関係法令を遵守し、安全性と信頼性を向上させ、地域との共生を図ります。特に、処理施設の設置にあたっては、産業廃棄物条例に基づき、地域住民に対し、積極的に周知することによって、地域住民の理解を得て、その合意形成を図るよう努めます。
- ② 処理施設の新規設置にあたっては、県内における産業廃棄物の排出量や地域的なバランスに配慮します。特に、たい肥化施設については、地域内循環を考慮した処理施設の整備に努めます。
- ③ 処理業者が単独で処理施設を設置することが困難な場合は、複数の処理業者による協業化への取り組みに努めます。
- ④ 再生利用等による減量の推進の観点から、再生利用施設の需要が高まっていること、再生利用できずに焼却処理する場合にも熱エネルギーへの活用が求められていること、最終処分量が将来的にかなり減少する可能性があることなど排出事業者との連携等により処理の動向を把握し、長期的な展望に立つて計画的な事業経営を図り、経営基盤の安定と強化を図ります。
- ⑤ 処理の状況について、廃棄物処理法及び産業廃棄物条例に基づく維持管理状況の閲覧制度等により情報公開を的確に行い、処理の透明性を確保し、施設への理解の形成に努めます。
- ⑥ 埋立終了した最終処分場については、廃止するまでの間、廃棄物処理法及び関係法令に基づき適正な維持管理を行います。
- ⑦ 県、市町村等の行う処理施設の確保のための施策や調査に協力します。

(3) 県の役割

○ 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進

- ① 環境マネジメントシステムであるISO14001やエコアクション21の認証取得やゼロエミッションなどを旨とする事業者や事業者団体等に対し、廃棄物の処理等に関する必要な情報の提供、講習会等の実施、排出抑制等を目的とした処理施設整備への補助、資金の融資を行う等の支援を行うなどにより、自主的な取り組みを推進します。
- ② 発生源での排出抑制対策（上流対策）が肝要であることから、多量排出事業者に対し、廃棄物処理法に基づく多量排出事業者処理計画の的確な作成指導とその進行管理により、減量等に計画的に取り組むよう指導します。また、産業廃棄物を年間500t以上から1,000t未満を排出する事業者に対し、産業廃棄物条例に基づく産業廃棄物管理計画の的確な作成指導とその進行管理により、減量化等に計画的に取り組むよう指導します。
- ③ 事業者が行うリサイクル技術の研究開発に対し、補助及び融資を行うとともに、福島県ハイテクプラザを中心にリサイクル等の技術研究開発及び研究成果の企業移転、技術指導等の支援を行います。
- ④ うつくしま、エコ・リサイクル製品の使用が促進されるよう、その周知に努めるとともに、再生処理施設等の再生利用等に必要な情報を提供します。
- ⑤ 処理業者に対し、社団法人福島県産業廃棄物協会とも連携しながら、再生利用等に関する各種研修会、講習会等を実施します。
- ⑥ 県の公共事業等においても、計画、設計段階から廃棄物の抑制や再生利用等を考慮するとともに、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく環境負荷の低減に資する物品の調達やうつくしま、エコ・リサイクル製品の積極的な使用に努めます。
- ⑦ 県民に対し、うつくしま、エコ・リサイクル製品の積極的な利用について普及、啓発します。

○ 産業廃棄物の適正処理の推進

- ① 排出事業者の自己処理や委託処理が適正に行われるよう、排出事業者及び処理業者を指導するとともに、社団法人福島県産業廃棄物協会とも連携しながら各種

- 研修会、講習会を実施します。
- ② 市町村及び関係団体と連携を図りながら、不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見に取り組んでいくとともに、事後対策として、警察等と連携し、原因者等に原状回復を指導します。
 - ③ 県外産業廃棄物の処理業者への搬入については、産業廃棄物条例に基づく事前届出制度を適切に運用し、搬入量を一定程度に抑制するなど秩序ある処理体制を推進します。
 - ④ 特別管理産業廃棄物や指定有害物質など適正処理が困難な廃棄物については、広域的な処理が必要なため、隣接県等との連携や情報交換等を行います。
 - ⑤ 事業者の技術の研究開発等に対し、財政的、技術的な支援を行います。
- 産業廃棄物処理施設の確保
- ① 排出事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任による自己処理に努めるために自ら必要な施設の設置、整備を計画的に進めるよう指導します。
 - ② 処理業者に対しては、複数の処理業者による協業化と排出事業者との連携により処理の動向を把握し、長期的な展望に立って計画的な事業経営を図り、経営基盤の安定と強化を図るとともに、新規設置にあたっては、地域的なバランスに配慮するよう指導します。また、独立行政法人環境再生保全機構融資事業等の融資制度に関する情報の提供を行います。
 - ③ 処理施設の設置にあたっては、廃棄物処理法、産業廃棄物条例及び産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づく設置手続において、関係市町村等に意見を聴くなどして地域住民等と合意形成を図るよう処理施設設置予定者に対して指導します。
 - ④ 処理施設の維持管理にあたっては、廃棄物処理法及び産業廃棄物条例で定める維持管理基準や関係法令を遵守させることにより安全性と信頼性を向上させるとともに、廃棄物処理法及び産業廃棄物条例に基づく維持管理状況の閲覧制度等により、情報公開を的確に行わせることにより処理の透明性を確保し、施設への理解の形成に努めるよう指導します。
 - ⑤ 埋立終了した最終処分場については、最終処分場から排出される水質等が、廃棄物処理法に基づく廃止基準に適合し廃止するまでの間、廃棄物処理法及び関係法令に基づき適正な維持管理を行うよう指導するとともに、廃止後においては、廃棄物処理法に基づき最終処分場として使用した区域を指定区域として指定して、当該区域の形質変更について指導・管理します。
 - ⑥ 市町村に対しては、地元市町村における処理施設の確保のため、市町村の一般廃棄物処理施設における一般廃棄物との併せ処理や自ら処理施設を設置するなど積極的な関与を働きかけます。
 - ⑦ 企業の誘致にあたっては、産業廃棄物の再生利用等による減量の推進や適正処理の確保に十分配慮します。
 - ⑧ 県中地区環境整備センター(仮称)については、施設の種類、規模、整備手法、事業採算性等の検討を行い、継続的に取り組みます。
また、事業主体については、全国でも活用事例のある「廃棄物処理センター」の制度活用を中心に考え、民間の技術力や資金運営能力等の活用を図る点からPFI手法も検討していきます。
 - ⑨ 県民に対し、処理施設の必要性について普及、啓発します。

(4) 市町村の役割

郡山市及びいわき市は中核市であるため、この項における役割に加え、県の役割と同じ役割を分担するものとします。

- 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
- ① 市町村の公共事業等においても、計画、設計段階から廃棄物の排出抑制と再生利用等を考慮するとともに、グリーン購入法に基づく環境負荷の低減に資する物品の調達や、うつくしま、エコ・リサイクル製品の積極的な使用及び、その消費

拡大に努めます。

- ② 市町村内の再生利用等の促進のため、資源化が可能な産業廃棄物について、可能なものについては、併せ処理することに努めます。
- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ① 市町村内の適正処理の確保のため、近郊での処理が困難な産業廃棄物について、可能なものについては、併せ処理することに努めます。
- 産業廃棄物処理施設の確保
 - ① 市町村の区域における処理施設の確保のため、区域内の民間処理施設の動向を踏まえながら、市町村の一般廃棄物処理施設における一般廃棄物との併せ処理や自ら又は他の団体と共同で処理施設を設置するなど取組みに努めます。
 - ② 市町村内における処理施設の設置計画や産業廃棄物の現状を把握し、廃棄物処理法、産業廃棄物条例及び指導要綱の設置手続き等においては生活環境の保全上の見地からの意見を述べるなど、関与に努めます。
 - ③ 企業の誘致にあたっては、産業廃棄物の再生利用等による減量の推進や適正処理の確保に配慮するよう努めます。

(5) 県民の役割

- 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量の推進
 - ① うつくしま、エコ・リサイクル製品や再生利用可能な製品をできる限り利用するなどにより、産業廃棄物の再生品等の消費拡大に協力します。
 - ② 県、市町村等の行う減量の推進のための施策に協力します。
- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ① 産業廃棄物条例に基づき、不法投棄に係る情報を入手したとき等は、速やかにその旨を関係機関に通報します。
 - ② 産業廃棄物条例に基づき、土地所有者は、不法投棄が行われないよう適正な管理に努めるとともに、不法投棄を未然に防止するために県が講ずる措置に協力します。
 - ③ 県、市町村等の行う適正処理の推進のための施策に協力します。
 - ④ 居住地周辺の監視など不適正処理等の未然防止に協力します。
- 産業廃棄物処理施設の確保
 - ① 自らが居住する周辺地域における処理施設の設置計画や排出、処理等の現状を把握し、廃棄物処理法の設置手続き等においては生活環境保全上の見地からの意見を述べるなど、関与に努めます。

第4章 廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

第1節 廃棄物の不法投棄防止に関する措置

廃棄物の不法投棄を防止するため、これまでの施策に加え、さらに充実を図ります。

1 不法投棄の未然防止

廃棄物の不法投棄を未然に防止するために、県では中核市を除く各市町村に1から6名の不法投棄監視員を合計100名設置するとともに、民間警備会社委託による早朝、夜間、休日等のパトロール、ヘリコプターによるスカイパトロールの実施、平成16年度からはデジタルカメラやGPSを装備したエコパトロールシステムの導入や警察官OBを活用した産業廃棄物適正処理監視指導員を設置しています。

また、市町村では、平成17年4月現在、53の市町村及び1つの一部事務組合で1,620名の不法投棄監視員等の設置や60の市町村で郵便局、電力会社及びタクシー会社等と不法投棄に関する情報提供協定を締結しています。

さらに、県警本部では、1万人を目標に産業廃棄物ボランティア監視員（平成17年5月現在、7,500名）を募集するなど監視体制の充実・強化を図りました。

監視体制については、平成14年1月に、庁内各部局の連携を強化するため福島県不法投棄対策庁内連絡会議を立ち上げ、庁内各部局が所管するパトロール業務や嘱託員を活用し、従来の監視体制と合わせて情報提供システムを構築し、より一層の監視体制の強化を図りました。

今後とも、県、市町村、警察及び県民が一体となり、より効果的な監視体制を構築していくとともに、産業廃棄物適正処理監視指導員の複数体制の確立や夜間、休日等のパトロール体制の増強などより一層の監視体制の充実・強化を図ります。

2 不法投棄を撲滅するための方策

(1) 不法投棄取締りの強化

県では、不法投棄防止強調月間である6月と9月に産業廃棄物運搬車両の一斉検査を行い、廃棄物処理法に違反している業者に対しては適正処理を指導しております。

さらに、県と市町村が連携してパトロール及び行為者に対する指導などを行い、不法投棄に対する取締りを強化するとともに、発見された不法投棄事案については、警察等に対して早期に検挙を要請するなど警察と連携し、厳正に対処し解決を図りました。

今後とも警察や市町村との連携を強化し、不法投棄に対し厳正に対処し解決を図ります。

また、産業廃棄物処理業者が不法投棄に関与している場合には、関係県市と協調しながら業の取消し等行政処分を行うなどあらゆる面から責任を追及し、厳正に対処します。

(2) 排出事業者に対する適正処理指導

産業廃棄物の排出事業者責任に基づき、県では平成16年度に排出事業所産業廃棄物適正処理指導事業として、県内3方部1,123事業所を対象として、マニフェスト制度、委託契約の適正使用や産業廃棄物条例等の周知を図りました。

しかしながら、排出事業者においてはマニフェスト制度の理解が十分でないことから、今後も排出事業者等に対する立入検査や講習会等を通じて、産業廃棄物の適正処理を指導していきます。

(3) 啓発の強化

6月と9月を不法投棄防止強調月間とし、街頭啓発や県、警察、市町村等による合同パトロールの集中的実施などとともに、ポスターを2,000部作成し、関係機関への配布やテレビや新聞等の各種広報媒体を通じ、事業者や県民等に対する不法投棄防止の啓発を行っています。

さらに、平成14、15年度には県民一人一人が不法投棄防止の許さないという意識を持つことが重要であることから、不法投棄防止総決起大会を開催し、不法投棄防止意識の高揚を図っています。

今後ともあらゆる機会をとらえ不法投棄防止の啓発を行い、県民の目による監視を強化していくこととします。

また、原因者が不明で長期間にわたり改善がなされず、別の不法投棄が行われる原因となっているような現場については、不法投棄廃棄物撤去エコトピア事業により、地元住民や不法投棄監視員、市町村、社団法人福島県産業廃棄物協会、県警等関係団体と一体となって不法投棄廃棄物の撤去を行うなど、今後とも不法投棄防止意識の高揚を図ります。

3 不法投棄の事後対策

警察及び市町村と連携し、事実関係や環境への影響を速やかに把握し、廃棄物処理法に基づく改善命令、措置命令及び刑事告発など法的措置を念頭に、原因者や関係者に対し各種基準の遵守や確実な原状回復を指導し、刑事、行政、民事等あらゆる面から厳しくその責任を追及します。

さらに、不法投棄行為者、土地を提供した所有者等の関係者はもとより、投棄された産業廃棄物の排出事業者に対しても、投棄物の撤去を求めて原状回復を図ることとしています。

また、投棄者等が不明であったり経済的能力がない場合で、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある投棄物については、市町村等と協力し、国との調整を図り、撤去方策について検討を進めることとしており、実際、平成15年10月に不法投棄された硫酸ピッチについては、投棄者が不明であり生活環境の保全上支障が生ずるおそれが発生したため、国との調整を経て県単独で行政代執行により撤去しております。

今後とも、原因者等に対しては投棄物撤去の指導や産業廃棄物条例に基づく支障の除去等の措置に関する勧告を行うとともに、警察及び市町村等の関係機関と連携を図りながら刑事、行政、民事等あらゆる面から厳しくその責任を追及します。

さらに、近年の不法投棄は広域化していることから、東京都など関東圏の都県市で構成する産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称産廃スクラム27）など関係自治体と連携を強化しながら原状回復を推進します。

第2節 県外産業廃棄物の取扱い

1 現状

本県は首都圏に隣接していることや高速交通体系が整備されたことなどにより、県外から産業廃棄物が搬入されやすい状況にあります。このため、県内の最終処分場の残存容量が減少することや料金の有利な県外物を多量に受け入れることが県民感情を刺激し、産業廃棄物対策に係る理解と協力が得にくくなること等の問題が生じてきたことから、平成2

年に指導要綱により県外物の搬入に係る事前届出制度を設け、さらに、平成16年4月からは産業廃棄物条例に同制度を位置づけして、県内で発生した産業廃棄物の適正処理を優先するよう処理業者を指導してきました。

その結果、中間処理業者へ搬入される県外物の割合は、平成元年度は約46%でしたが、その後徐々に減少傾向を示し、平成16年度には約16%まで減少しました。また、最終処分業者への搬入については、平成9年から増加傾向を示し、平成13年度は約27%でしたが、平成14年度以降減少し、平成16年度には約18%まで減少しました。

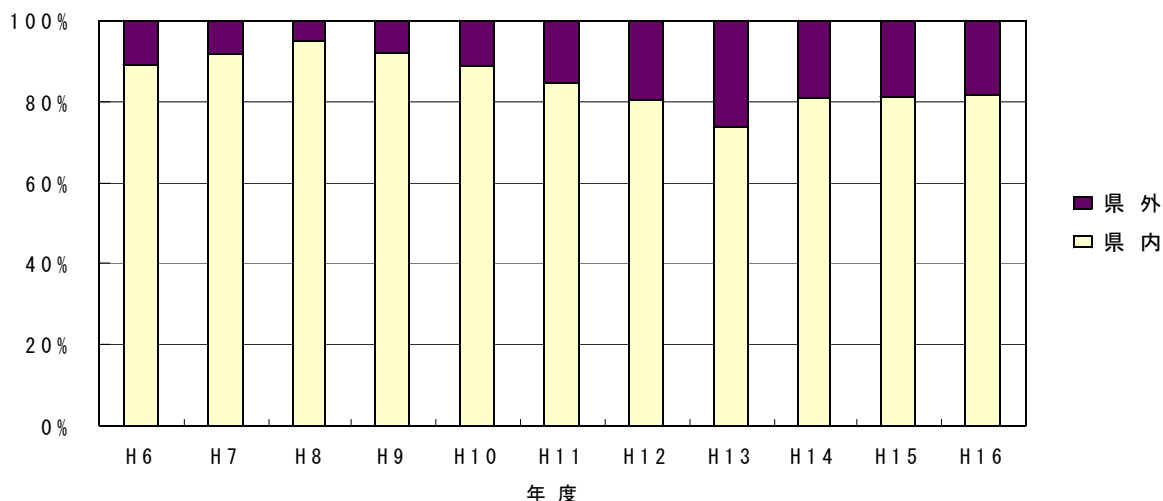


図20 最終処分業者の県内・県外物構成比の推移

2 対策

県内における産業廃棄物の適正処理を推進していくためには、県内で発生した産業廃棄物が県内で処理できることが必要であり、処理業者にあつては県内物を優先して受け入れ処理する体制を確保することが重要となります。

したがって、今後とも中間処理業者及び最終処分業者への産業廃棄物の搬入については、産業廃棄物条例の事前届出制度に基づき搬入物の搬入量や種類等を審査し、適正処理がなされるよう指導するとともに、特に、最終処分業者へ搬入される県外物については、県内における最終処分容量の確保の観点から引き続き旧処理計画どおり20%以下を目標値とするよう指導していきます。

また、県内における前年度の処分量が500t以上を委託した県外の排出事業者に対しては、産業廃棄物の適正処理の確保等に関する県の施策に影響を与えると認められる場合には、産業廃棄物条例に基づき勧告を行うこととします。

第3節 関係行政機関及び関係地方公共団体との連携

環境への負荷の少ない持続可能な発展が可能な社会の実現を目指し、廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進を図るためには、市町村や関係行政機関等が適切な役割分担と協調のもとに総合的かつ計画的に施策を展開することが重要です。

特に不法投棄等の不適正処理問題は、1つの自治体のみでは十分対応出来ない状況となっていることから、市町村や関係行政機関等との連携を深めることはもとより、北海道東北各県が合同で不法投棄監視等を実施する「北海道東北広域連携」や宮城県、山形県及び本県の県境付近を合同パトロール等を実施する「南東北三県合同パトロール」を通じて、随時情報

交換を行いながら広域的な対応を図っていくものとします。

また、関東圏の排出事業者が関わる不法投棄が多いことから、関東甲信越及び福島、静岡エリアの県及び政令市等が合同で高速道路における車両検問等を実施する産廃スクラム27を通じて、関係自治体との連携を強化しながら広域的な対応を図っていきます。

第4節 技術開発及び調査研究

廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量化の推進、及び生活環境の保全上支障が生じないような適正処理の推進には、事業者が自ら、製品の製造工程において、製品の長寿命化や素材別に分離が容易な構造、材料の工夫、材質の表示等の推進、残さ物の発生量の少ない製造技術開発等を一層進めるとともに、多様な性状を有し、多種類の化学物質を含む廃棄物を適正に再生及び処分できるようにするための処理技術の研究や技術開発及び循環型社会にふさわしい最適な廃棄物処理システムに関する調査研究が重要であります。

このことから、これらの取組みを促すとともに、情報通信技術、衛星技術等を活用して、廃棄物の収集・運搬から処分に至るまでの状況を把握・管理し、不適正処理を防止するためのシステムや廃棄物に係る各種情報を公開するためのシステム等の開発について、事業者に対する支援や県自らの推進を図ります。

第5節 排出抑制及び適正処理に関する知識の普及啓発

廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷が少ない循環型社会を構築していくためには、県民及び事業者の協力が不可欠となります。

このことから、関係行政機関及び関係地方公共団体と連携しながら、環境教育・学習、広報活動等を通じて県民及び事業者の理解を深めるとともに、廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理が確保されるよう関係者に協力を求めるものとします。

第6節 特定の廃棄物に関する対策

次に掲げる廃棄物については、新たな仕組みが設けられているものもあり、それぞれの処理方針に基づき関係部局等と連携を密にしながら適正処理を確保します。

1 PCB廃棄物

PCB廃棄物については、従来、処理技術が確立されていなかったために、排出事業者による長期間の保管が続き、紛失などによる環境汚染の懸念が高まっていましたが、平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）が制定され、平成28年7月末を期限としてその処理が義務づけされております。また、処理施設は国の特殊会社である「日本環境安全事業株式会社」により、全国5ヶ所に設置され、県内にあるPCB廃棄物のうち、トランス、コンデンサー及びPCB油は北海道室蘭市に設置される処理施設で処理されることになっております。

今後は、北海道で処理される1道15県と室蘭市で構成する広域協議会において関係者の適切な役割分担のもと適正処理に向けて取り組んでいくものとします。

なお、平成17年度にPCB廃棄物処理計画を策定することとしており、処理体制が整備されるまでの間は、厳正な保管を行うとともに、使用中のものについては使用を中止するなど安全対策等を講ずるものとします。

2 アスベスト

吹き付け石綿除去工事に伴う「飛散性を有するアスベスト（廃石綿）」の処理については、厚生省が示した「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」（昭和63年12月）に基づき、飛散性を有するアスベストが飛散しないよう、適正処理が行われてきましたが、平成4年度からは、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準及び「廃石綿等処理マニュアル」（厚生省、平成5年3月）に基づき、適正処理を推進してきたところです。

しかしながら、平成17年6月、アスベストによる健康被害が社会問題化したことから、環境省により同年8月に「廃石綿等処理マニュアル（暫定）」が作成され、県でも建物解体業者や産業廃棄物処理業者等関係者に対して説明会の開催や処理施設等の立入検査を行うなど、アスベストの適正処理を推進しています。

また、非飛散性のアスベストの処理については、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」（環境省、平成17年3月）に基づき、飛散性アスベストと同様に、適正処理を図っています。

今後も、国等から提供のあった情報については、速やかに建物解体業者や産業廃棄物処理業者等に対して提供を行うとともに、処理施設等の立入検査を行い、アスベストの適正処理の一層の推進を図るものとします。

3 感染性廃棄物

医療機関から発生する廃棄物の中には、取扱い方によっては感染症を生じるおそれのある感染性廃棄物があり、より安全性に配慮した取扱いが必要であることから、廃棄物処理法の処理基準等を補完するものとして「感染性廃棄物処理マニュアル」（平成4年8月、厚生省）が作成され、同マニュアルに基づき感染性廃棄物の適正処理を推進してきたところですが、平成16年3月に同マニュアルが改正され、感染性廃棄物の判断基準が明確化されました。

今後は、排出事業者等の関係者に対し同マニュアル及び廃棄物処理法等の普及・啓発に努めるとともに、感染性廃棄物の排出及び処理の状況の把握に努め、それらの情報を関係者に提供するなど、関係機関との連携のもとに感染性廃棄物の適正処理の一層の推進を図るものとします。

4 建設廃棄物

廃棄物の不法投棄の事案として建設業者による建設廃材の不法投棄や不適正処理事案が多い状況にあり、建設廃棄物の適正処理は重要な課題となっています。

このため、建設廃棄物については、「建設副産物適正処理推進要綱」（土木部、平成14年5月）に基づいた発生の抑生、再生利用の推進及び適正処理の一層の推進を図ることとします。

また、国、県、市町村等の発注機関と建設業の代表が総合的、かつ広域的に建設副産物の発生の抑制や適正処理を図るために、「福島県建設副産物対策会議（平成5年3月、企画技術領域技術管理グループ）」を設置しており、この会議を通じて、建設副産物に係る情報の収集、提供、有効利用の調整を行い、建設副産物のリサイクルの促進を図るものとします。

さらに、建設リサイクル法が平成14年5月から本格施行され、対象となる特定建設資

材（４品目：コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）の再資源化率は大きく伸びているところです。

しかしながら、同法の対象外となる建設廃棄物は分別解体が徹底されていないため、再資源化率は低い状況にあります。

今後は、本法律に基づき一定規模以上の建設工事等の発注者に届出を徹底するとともに、不法投棄の防止や最終処分容量の抑制に向けて分別解体及び再資源化等の一層の推進を図るものとします。

5 下水道汚泥

下水道の普及は今後ますます進み、下水汚泥の発生量が増加するため、下水汚泥の広域的かつ長期的な処理方法を確立し、汚泥処理事業を推進する必要があります。

このことから、下水汚泥の発生量の予測、有効利用の方針について検討を行い、今後の汚泥処理・処分について「福島県下水汚泥処理総合計画（平成９年３月、下水道グループ）」を策定しており、これに沿って有効利用と広域的、合理的な下水汚泥処理施設の整備等の取組みを実施するものとします。

(1) 中期計画（平成１７年度目標）

県内発生汚泥量（脱水ケーキで３９２ｔ／日）に対し、おおむね８０％を焼却等により減量化し、おおむね５０％を建設資材や緑農地への有効利用を行います。

(2) 長期計画（平成２２年度目標）

県内発生汚泥量（脱水ケーキで４６１ｔ／日）のおおむね１００％を建設資材や緑農地への有効利用を行います。

なお、下水道汚泥処理総合計画は平成１８年度改定に向けて、現在見直し作業中です。

6 農業系産業廃棄物

(1) 動物のふん尿（家畜排せつ物）

家畜排せつ物は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成１１年法律第１１２号）により、野積み・素掘りが禁止されるなどの適正な管理とともに有効利用の促進が求められていることから、畜産農家に対して法の趣旨の周知・啓発と処理施設への支援等を行ってきました。その結果、同法の対象農家の処理施設については、ほぼ整備が図られていますが、今後は、畜産農家と耕種農家による良質なたい肥の生産と利用の促進が重要な課題となっています。

このため、家畜排せつ物等の有機性資源をたい肥化し、農用地での積極的な利活用を目指す「福島県農林業有機性資源循環利用計画」（平成１５年３月策定）に基づきたい肥の生産・供給体制の整備、良質たい肥の生産拡大等により家畜排せつ物の利用促進を図るものとします。

ア 家畜排せつ物の利用目標

本県における平成１４年度の家畜排せつ物のたい肥化等による利用量は、１８２万４千トン（利用率８８％）と推計されますが、安全・安心な農産物を求める消費者ニーズ等へ対応した「環境にやさしい農業」が推進される中、たい肥等による土づくりと化学肥料及び化学農薬の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入・促進、化学肥料に代わりたい肥等のみを使用する「有機栽培」の推進などが図られ、今後、たい肥に対する需要の拡大が見込まれることから、平成２２年度における利用

目標を約210万6千トン（利用率90%）とし、利用促進を図るものとします。

イ 家畜排せつ物のたい肥化とその利用の促進

家畜排せつ物のたい肥化とその利用を促進するため、たい肥の需給調整等を行う資源循環型農業地域支援センターの設置を進め、その機能を強化するとともに、たい肥センターの整備や、たい肥の流通促進に必要な一時保管庫・散布機械等の導入に対し支援するなどの取組みを実施するものとします。

(2) 農業系廃プラスチック類（農業用使用済プラスチック）

農業用使用済プラスチックは、園芸作物の生産性と品質の向上を図るため、農産物に対する消費ニーズの多様化等の進展によりビニールハウスなどによる施設化が進む一方で、長期展張フィルム等の利用拡大により、近年、その年間推定排出量は若干減少していますが、個々の農業者からの排出量は少なく、かつ広範囲に分散しているなど、各農業者での対応が難しい状況にあります。

このため、平成2年2月に県及び農業団体等で「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会（循環型農業グループ）」を設置し、同推進会議において平成9年4月に「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進方針」を策定し適正処理を推進しています。

具体的には、県内に地区推進協議会を設置し、檜枝岐村を除く全市町村を網羅する回収体制を整備した結果、年々組織的回収による処理量が増加しています。

今後は、資源の循環利用が求められていることなどから、農業用使用済プラスチックのリサイクル処理を中心とした適正処理などを一層推進するものとします。

7 漁業系産業廃棄物

漁業系廃棄物の問題は、流出網、投棄網のような国際的な問題から、FRP²⁸⁾廃船や貝殻の処理のような国内の問題まで幅広く存在します。

このことから、国が示した「漁業系廃棄物処理ガイドライン」（平成3年12月）に基づき漁業系廃棄物の適正処理及び減量化・再生利用を図りました。

平成13年6月に水産基本法（平成13年法律第89号）が制定され、その基本理念の一つとして「水産物の安定供給の確保」が掲げられたことにより、水産関係者には再生産の場である海の環境を守り、次の世代に継承していく使命があると考えられます。

このため、漁業系廃棄物は漁業者自らが適正に処理するとともに、水産関係者が海の環境を率先して守っていくために、県、関係市町、漁業団体で「漁業と環境を考える会議」を設置し、平成14年3月に具体的な「行動計画」を策定して漁業系廃棄物処理、浜辺の清掃等の海をきれにする取組みを行っています。

8 廃プラスチック類（農業系及び漁業系を除く。）

廃プラスチック類は、その組成、性状が多種多様で、多くの業種から少量ずつ排出されるために、処理方法も複雑であり、焼却処理にあたっては発熱量が高く、塩化水素等の有害ガスを発生する等の問題を含んでいますが、その種類によっては、分別を行い、中間処理（破砕、溶融等）により、プラスチックの原料や燃料等として再生利用を推進するものとします。なお、再生利用できないものについては、焼却などを行った後に、適正に埋立

28) FRPとは、複合材料の一つである繊維強化プラスチックのことで、Fiber Reinforced Plasticの略です。

処分を行うものとしします。

9 使用済自動車

廃自動車をシュレッダーにより破砕処理した後に発生する自動車等破砕物（シュレッダーダスト）については、有害物質が検出されたことから、平成7年10月に国が定めた「シュレッダー処理される自動車及び電気機械機器の事前選別ガイドライン」に基づき、使用済自動車等に含まれる有害物質等の適正処理を推進し、環境への低減を図りました。

平成17年1月に完全施行された自動車リサイクル法に基づき、製造・輸入販売業者を中心とした関連事業者の役割分担をもとに使用済自動車の再資源化を行うことになっており、製造事業者等が達成すべきシュレッダーダストのリサイクル率は、平成17年度以降30%、平成22年度以降50%、平成27年度以降70%以上と段階的に上げていくこととされ、全体のリサイクル率を平成27年度以降95%を目標とされております。

このため、自動車の使用者に対して本制度の周知を行うとともに、製造事業者及び関連事業者等と協力を図りながら、同法の円滑な施行の促進を図るものとしします。

10 食品廃棄物

平成13年5月に施行された食品リサイクル法においては、食品関連事業者等は、平成18年度までに食品循環資源の再生利用等の量を年間排出量の20%以上に向上させることとされています。

今後は、同法に基づき、食品関連事業者（製造、流通、外食等）が、レストラン等での食べ残し、売れ残りや食品の製造過程等において大量に発生する動植物性残さの発生抑制と減量、飼料や肥料等の原材料としての再生利用に取り組むよう、研修会を開催するなどの意識啓発等を行い、食品廃棄物の再生利用等を促進するものとしします。

11 スラグ（鉱さいの一種）

資源有効利用促進法において、再生資源として利用を促進することが必要とされる「特定資源業種²⁹⁾」における「副産物」として定められており、セメント原料、路盤材等として再生利用されていますが、今後も、より一層の再生利用を促進するものとしします。

12 石炭灰及びばいじん

電気事業者からの石炭灰は、資源有効利用促進法において、再生資源として利用を促進することが必要とされる「指定副産物」とされ、セメント原料等として再生利用されていますが、今後も、より一層の再生利用を促進するものとしします。

また、同じく電気事業者から排出されるばいじんについても本県においては、大量に排出されており、今後とも、自家発電用ボイラー等の設置により更に排出されることから、セメント原料等としてより一層の再生利用を促進するものとしします。

13 パーソナルコンピュータ及び小型二次電池（充電式電池）

資源有効利用促進法に基づき、製造業者等に対して、平成13年4月から事業系パソコン、平成15年10月から家庭系パソコンを「指定再資源化製品」と規定して再資源化が

29) 特定資源業種とは、副産物（製品の製造等に伴い副次的に得られた物品）の発生抑制等が技術的及び経済的に可能であり、かつ、副産物の発生抑制等を行うことが当該原材料等に係る資源及び当該副産物に係る再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして資源有効利用促進法に定められた業種であり、スラグ（副産物）については、製鉄業等が定められています。

義務付けされています。

製造業者等における再資源化率は、デスクトップパソコン（本体）50%以上、ノートブックパソコン20%以上、ブラウン管式表示装置55%以上、液晶式表示装置55%以上と定められていることから、当該パソコン等の回収について、製造業者・販売業者等と連携を図りながら円滑な施行を促進します。

また、製造業者等が廃パソコンを広域的に再生利用するために、廃棄物処理法に基づく広域的処理の認定を受けていることから、同認定制度の円滑な運用を図ります。

さらに、パソコンなどに使われる小型二次電池（充電式電池）の処理については、資源有効利用促進法に基づき、製造事業者等に対して、平成13年4月からニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び小型シール鉛蓄電池を「指定再資源化製品」と規定して再資源化を義務付け、再資源化率をニカド電池60%以上、ニッケル水素電池55%以上、リチウムイオン電池30%以上、小型シール鉛蓄電池50%と定められていることから、本制度の周知を行うとともに、製造事業者等と連携を図りながら、円滑な施行を促進します。

第5章 計画の推進

第1節 推進に向けた取組み

本計画を推進するためには、県民、事業者、行政が適切な役割分担と協調のもとに効率的に廃棄物の減量化・リサイクルの推進、適正処理及び処理施設の確保に取り組むことが重要であり、また、それぞれの主体的かつ自主的な取組みを促す仕組みづくりが必要です。

第2節 進行管理

本計画をより実効性のあるものとするため、次により本計画に掲げた数値目標等の達成状況の進行管理を行うとともに、各種施策の見直しや新たな施策の検討を行い、その結果等を毎年県のホームページ等に公表します。

1 現状把握

処理量等の現状把握については、一般廃棄物処理実態調査、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告、産業廃棄物処理業者の収集運搬や処分の実績の報告などにより行うこととします。

2 数値目標等の達成状況の進行管理

毎年、現状把握したデータを評価・分析し、目標に対し進行状況が遅れている場合は、事業者や関係機関に適切な対応を促すとともに、各種施策の見直しや新たな施策を検討するなどPDCAサイクルによる進行管理を行います。

3 処理計画の見直し

最終目標年度である平成22年度には、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて新たな計画を策定します。

なお、国の基本方針の変更やその他処理計画策定の前提となる諸事情に変化があったときには、これに関わらず必要に応じて見直しを行うものとします。